

令和5年12月 1日開会

令和5年12月19日閉会

# 令和5年第4回(12月)定例会

川根本町議会

## 令和5年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号（12月1日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期決定	7
○同意第2号の上程、説明	8
○同意第3号～同意第13号の上程、説明	8
○議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
○議案第57号の上程、説明	10
○議案第58号の上程、説明	10
○議案第59号、議案第60号の上程、説明	11
○議案第61号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○議案第62号～議案第67号の上程、説明	13
○議案第68号の上程、説明	14
○議案第69号の上程、説明	14
○議案第70号の上程、説明	15
○議案第71号の上程、説明	16
○議案第72号の上程、説明	16
○議案第73号の上程、説明	16
○議案第74号の上程、説明	17
○発議第3号の上程、採決	18
○散 会	19

### 第 2 号（12月8日）

○開 議	24
○議事日程の報告	24
○諸般の報告	24

○同意第2号の質疑、採決	24
○同意第3号～同意第13号の質疑、採決	25
○議案第57号の質疑、討論、採決	28
○議案第58号の質疑、討論、採決	31
○議案第59号～議案第60号の質疑、討論、採決	33
○議案第62号～議案第68号の質疑、討論、採決	35
○議案第69号の質疑、討論、採決	38
○議案第70号の質疑、討論、採決	39
○議案第71号の質疑、討論、採決	40
○議案第72号の質疑、討論、採決	41
○議案第73号の質疑、討論、採決	42
○議案第74号の質疑、討論、採決	42
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	43
○散会	44

### 第3号（12月18日）

○開議	47
○議事日程の報告	47
○諸般の報告	47
○一般質問	47
野口直次君	48
澤西省司君	55
大竹勝子君	64
○日程の追加	74
○議案第75号の上程、説明	74
○散会	75

### 第4号（12月19日）

○開議	79
○議事日程の報告	79
○一般質問	79
中澤莊也君	79
佐々木直也君	90
中原緑君	100
○議案第56号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	112

○議案第 6 1 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	1 1 7
○発議第 4 号の上程、採決	1 1 8
○川根本町議会議員派遣の件	1 1 9
○閉 会	1 1 9

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	佐々木	直也	君
2番	中野	浩和	君
3番	藤田	至	君
4番	中原	緑	君
5番	澤西	省司	君
6番	大竹	勝子	君
7番	杉山	広充	君
8番	野口	直次	君
9番	中野	暉	君
10番	中田	隆幸	君
11番	中澤	莊也	君
12番	石山	貴美夫	君

不応招議員（なし）

## 令和5年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年12月1日(金)午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 3号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 5号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 6号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 7号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 8号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 9号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第11号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第12号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第13号 川根本町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第57号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第58号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第59号 川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第60号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第61号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(くのわき親水公園キャンプ場)
- 日程第22 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(三ツ星オートキャンプ場)
- 日程第23 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について  
(不動の滝自然広場オートキャンプ場)

- 日程第 2 4 議案第 6 5 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(アプトいちしろキャンプ場)
- 日程第 2 5 議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(池ノ谷キャンプ場)
- 日程第 2 6 議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(八木キャンプ場)
- 日程第 2 7 議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ウッドハウスおろくぼ等の施設)
- 日程第 2 8 議案第 6 9 号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 9 議案第 7 0 号 令和 5 年度川根本町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 3 0 議案第 7 1 号 令和 5 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 1 議案第 7 2 号 令和 5 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 2 議案第 7 3 号 令和 5 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 3 議案第 7 4 号 令和 5 年度川根本町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 4 発議第 3 号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番	佐々木直也君	2番	中野浩和君
3番	藤田至君	4番	中原緑君
5番	澤西省司君	6番	大竹勝子君
7番	杉山広充君	8番	野口直次君
9番	中野暉君	10番	中田隆幸君
11番	中澤莊也君	12番	石山貴美夫君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田靖邦君	副町長	秋元伸哉君
教育長	山下斉君	総務課長	山田貴之君
経営戦略課長	大村妃佐良君	経営戦略課参事	中野裕文君
デジタル推進課長	坂下誠君	税務住民課長	坂本喜弘君
くらし環境課長	梶山正幸君	健康福祉課長	森下育昭君
高齢者福祉課長	竹野克彦君	産業振興課長	澤口誠一郎君
建設課長	風間一章君	総合支所長兼観光交流課長	北村浩二君
教育総務課長	平松敏浩君	社会教育課長	大村泰子君
会計管理者兼会計課長	鈴木浩之君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋寛明

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和5年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（石山貴美夫君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
11月28日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。  
本定例会は、同意12件、議案19件が町長から提出されております。  
次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。  
また、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書による議員の派遣決定の報告書をお手元に配付いたしました。  
10月19日の全員協議会で、川根本町議会議員定数等検討特別委員会委員長から、調査結果が報告され、これで委員会の任務は終了となります。今後は、その調査結果を受け、議員全員で定数条例の改正に向けて協議を進めることになりました。  
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

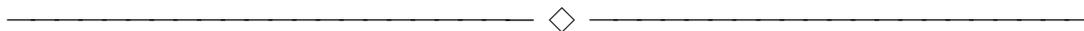
12月の定例会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

コロナ禍も終わりまして、今年一年というのは私も本当に忙しく回らせていただきました。今後、令和6年、7年に向けてやらなければいけないことが山ほどあります。さらに突き進んで、皆さんとともに、御支援、御協力賜りながら、議員の皆さんと進めていきたいと思っております。

その中で一番大きい、連携したもののうち、大井川鐵道というものもありますけれども、どうしてもそこも、全線開通に進めてやっていかなければいけない、ただ、見ているばかりではない、寝ているばかりではない、そういう中で攻めの、にぎわいの場を求めていかなければいけませんので、その辺も考えながら、努めてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今回、議案の量が多いですけれども、皆様の御審議、御採決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

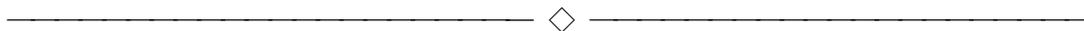
○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。



#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、中原緑君、5番、澤西省司君を指名します。



#### ◎日程第2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

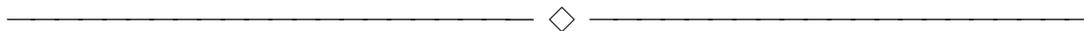
本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの19日間に決定しました。



◎日程第3 同意第2号 川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任  
について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明いたします。

地方税法第423条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されています。

この委員会は、3名の委員から構成されており、このうち澤本勝美氏の任期が任期満了となりますので、引き続き、澤本勝美氏を委員として選任いたしたく、同法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

澤本氏は、昭和29年6月23日生まれの69歳。39年間、町職員として勤務され、税務課資産税係長、税務課長を歴任し、固定資産税に関する事務に従事されるなど、幅広い識見と、固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えます。

御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で説明を終わります。



◎日程第4 同意第3号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第5 同意第4号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第6 同意第5号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第7 同意第6号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第8 同意第7号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第9 同意第8号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第10 同意第9号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第11 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第12 同意第11号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第13 同意第12号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第14 同意第13号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、同意第3号、川根本町農業委員会委員の任命についてから日程第14、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についての11件を一括議題としま

す。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第3号から13号まで、川根本町農業委員会委員の任命について、一括して提案理由を説明いたします。

現在の農業委員の任期が、令和6年2月20日をもって満了になることから、新たに11名を農業委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

今回、推薦されているいずれの方も、農地の有効利用の推進等に関する職務を適切に行うことができるとともに、農業に対する様々な識見を有しております。

同意第3号から順に、小長井地区の芹澤利恵氏、同じく筑地美帆氏、田代地区の橋本立生氏、桑野山地区の風間光一郎氏、久野脇地区の山田敏男氏、梅高地区の山田友兵衛氏、田野口地区の長嶋一幸氏、地名地区の山下尊氏、水川地区の丹野浩之氏、藤川地区の小田康利氏、瀬平地区の瀧尾政之氏の11人が、地域及び農業関係者から推薦されました。

任期は、令和6年2月21日から令和9年2月20日までの3年間となります。

御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で説明を終わります。



◎日程第15 議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本条例は、複雑・高度化する行政課題や緊急の課題を、速やかに対応していくことを目的に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度を導入するため、新たに条例を制定するものです。

この制度は、専門的知識や経験が必要な場合や、行政サービスの充実のため、一定の期間を定めて職員を採用するものであり、既に、静岡県を含め多くの自治体で採用されているものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第56号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第16 議案第57号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第16、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

現在の役場組織体制は、現在、教育委員会を含めて13課1局、25課内室の構成となっております。

今回の組織改編方針としては、令和4年台風15号災害での教訓を踏まえ、特に激甚化する各種災害への備えや対応を万全にし、町民の安全な暮らしを守るため、危機管理対応に特化した課を新たに設置するものです。

具体的には、総務課で所管する自治防災室を廃止し、新たに危機管理課を設置します。自然災害以外の災害を含む危機管理体制の検証と見直しを進め、体制強化を図ることを目的とします。

施行日は、令和6年4月1日を予定しています。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長(石山貴美夫君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第58号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例

について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正法が、令和5年5月11日に施行されたことに伴い、電子証明書機能をスマートフォンに搭載することが可能となりました。

これにより、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、従来の個人番号カードを用いた方法に加え、スマートフォンを利用した交付が可能となるため、川根本町印鑑条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第59号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第19 議案第60号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第19、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、関連しておりますので一括して提案理由を説明いたします。

人事院は、令和5年8月、民間給与との格差を埋めるため、国家公務員の初任給及び給料表の引上げと、民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数を0.1月分、引き上げる勧告を行いました。

人事委員会を設置していない本町としましては、この勧告に加え、県人事委員会勧告等を踏まえて、給与改定方針を定めたものです。

まず、議案第59号においては、特別職の職員で常勤のものの特別給の年間支給月数を0.1

月分引き上げ、年間4.5月分とするものです。

次に、議案第60号では、職員の初任給及び給料表の引上げを行うとともに、特別給の年間支給月数を0.1月分引き上げ、年間4.5月分とするものです。再任用職員については、特別給の年間支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を2.35月分とするものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第20 議案第61号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

○議長（石山貴美夫君） 日程第20、議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が本年5月19日に、また、同法の改正に伴う関係政令の整備に関する政令が本年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和6年1月1日から施行されることとなりました。

このたび、これらの改正に合わせ、条例上の規定の整備と適正化を図るため、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第61号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。



- ◎日程第21 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(くのわき親水公園キャンプ場)
- ◎日程第22 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(三ツ星オートキャンプ場)
- ◎日程第23 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について  
(不動の滝自然広場オートキャンプ場)
- ◎日程第24 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について  
(アプトいちしろキャンプ場)
- ◎日程第25 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について  
(池ノ谷キャンプ場)
- ◎日程第26 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について  
(八木キャンプ場)

○議長（石山貴美夫君） 日程第21、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）から日程第26、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）の6件を一括議題とします。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第62号から議案第67号まで、公の施設の指定管理者の指定について、対象施設が全てキャンプ場となりますので、一括して提案理由を説明させていただきます。

議案第62号、くのわき親水公園キャンプ場、議案第63号、三ツ星オートキャンプ場、議案第64号、不動の滝自然広場オートキャンプ場、議案第65号、アプトいちしろキャンプ場、議案第66号、池ノ谷キャンプ場、議案第67号、八木キャンプ場です。

今回、審議いただく施設の指定管理者は、現在、それぞれの施設において指定管理事業者とされており、その指定管理期間が今年度末をもって満了となることに伴い、引き続き、指定管理者として指定したいものです。

くのわき親水公園キャンプ場はくのわき親水公園管理運営組合から、三ツ星オートキャンプ場は特定非営利活動法人かわね来風から、不動の滝自然広場オートキャンプ場は合同会社 River Roots Research & Labから、アプトいちしろキャンプ場はアプトいちしろキャンプ場管理運営組合から、池ノ谷キャンプ場は池の谷観光農林漁業組合から、八木キャンプ場は八木キャンプ場管理組合から、それぞれ指定管理者指定申請書の提出がありました。

これを受け、10月31日、川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、そ

それぞれのキャンプ場施設の指定管理者として、申請者を選定しました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で説明を終わります。



◎日程第27 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ウッドハウスおろくぼ等の施設)

○議長（石山貴美夫君） 日程第27、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（ウッドハウスおろくぼ等の施設）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第68号、ウッドハウスおろくぼ等の施設の指定管理者の指定について、提案理由を説明いたします。

今回、御審議いただくウッドハウスおろくぼ及び緑の伝習館は、指定管理期間が今年度末をもって満了となることに伴い、引き続き、現在の指定管理者を指定したいものです。

指定管理者の指定に当たり、株式会社KAWANEホールディングスから指定管理者指定申請書の提出があり、10月31日、川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、同施設の指定管理者として選定しました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第28 議案第69号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第28、議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更について、提案理由を説明いたします。

議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理を委託している静岡県市町総

合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の変更は、当組合の構成団体である「浜名湖競艇企業団」の名称を「浜名湖ボートレース企業団」に改めることに伴い、同組合の規約の変更を行うものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第29 議案第70号 令和5年度川根本町一般会計補正予算  
(第6号)

○議長（石山貴美夫君） 日程第29、議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,540万円を追加し、総額を79億910万円としたいものです。

今回の補正予算は、法令改正に基づく住民基本台帳システム改修費、斎場建設予定地の用地測量業務委託費、国の補助事業を活用した産地パワーアップ事業補助金の計上のほか、災害復旧工事に係るコンクリート資材高騰による工事費の増額、人事院勧告等を踏まえて給与改定等を行う職員人件費の増額が主な内容となっており、財源は国県補助金のほか、合併特例債や災害復旧事業債をはじめとする有利な起債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成しています。

また、第2表の債務負担行為の補正については、観光誘客委託業務について、令和6年度までに必要となる委託料の限度額としています。

第3表の繰越明許費については、今回、計上した事業のうち、現時点で年度内での完了が難しい2事業について、繰越限度額を設定したいものです。

第4表の地方債補正については、歳入歳出予算に計上した合併特例債、災害復旧事業債について、借入限度額を補正したいものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第30 議案第71号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第30、議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万円を追加し、総額を8億1,628万円としたいものです。

今回の補正は、法令改正に基づく国民健康保険税システム改修費の計上と、保険税軽減制度における軽減補填分の決定に伴う財源更正のほか、人事院勧告等を踏まえて給与改定を行う職員人件費の増額の計上であり、財源は県支出金、一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第31 議案第72号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第31、議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万1,000円を追加し、総額を13億3,077万5,000円としたいものです。

今回の補正は、遠方地における介護認定調査の委託費の増額、人事院勧告等を踏まえ給与改定等を行う職員人件費の増額の計上で、財源は一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第32 議案第73号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第32、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、総額を5,204万2,000円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等を踏まえて給与改定等を行う職員人件費の増額の計上であり、財源は一般会計繰入金で構成されております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） ただいま、町長の提案理由の中で、補正額につきまして、380万円と発言いたしました、38万円と訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第33 議案第74号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第33、議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほどは失礼しました。桁が一つ違っておりました。申し訳ありません。

議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出について、収入においては16万5,000円を増額し、総額1億7,567万9,000円とし、支出においては233万円を増額し、総額2億5,049万1,000円としたいものです。

第3条の資本的収支及び支出について、収入においては216万5,000円を増額し、総額8,306万6,000円としたいものです。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、33万円を増額し、総額1,402万6,000円としたいものです。

第5条の他会計からの補助金については、16万5,000円を増額し、総額2,483万円としたいものです。

今回の補正は、人事院勧告等を踏まえて給与改定等を行う職員人件費33万円に加え、簡易水道施設の機械、計装設備が、落雷等による機器の故障により、本来の機能を果たせない状況が発生したため、修繕に必要な費用200万円の増額をお願いしたいものです。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第34 発議第3号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第34、発議第3号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月8日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。  
本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時35分

## 令和5年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和5年12月8日(金) 午前9時開議

#### 諸般の報告

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 同意第 2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                    |
| 日程第 2 | 同意第 3号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 3 | 同意第 4号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 4 | 同意第 5号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 5 | 同意第 6号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 6 | 同意第 7号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 7 | 同意第 8号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 8 | 同意第 9号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 9 | 同意第10号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第10 | 同意第11号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第11 | 同意第12号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第12 | 同意第13号 | 川根本町農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第13 | 議案第57号 | 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第14 | 議案第58号 | 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について                  |
| 日程第15 | 議案第59号 | 川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第60号 | 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第17 | 議案第62号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(くのわき親水公園キャンプ場)    |
| 日程第18 | 議案第63号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(三ツ星オートキャンプ場)      |
| 日程第19 | 議案第64号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(不動の滝自然広場オートキャンプ場) |
| 日程第20 | 議案第65号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(アプトいちしろキャンプ場)     |
| 日程第21 | 議案第66号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(池ノ谷キャンプ場)         |
| 日程第22 | 議案第67号 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(八木キャンプ場)          |

- 日程第 2 3 議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ウッドハウスおろくぼ等の施設)
- 日程第 2 4 議案第 6 9 号 静岡州市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第 2 5 議案第 7 0 号 令和 5 年度川根本町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 2 6 議案第 7 1 号 令和 5 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 議案第 7 2 号 令和 5 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 8 議案第 7 3 号 令和 5 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第 7 4 号 令和 5 年度川根本町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 0 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

出席議員（12名）

1番	佐々木直也君	2番	中野浩和君
3番	藤田至君	4番	中原緑君
5番	澤西省司君	6番	大竹勝子君
7番	杉山広充君	8番	野口直次君
9番	中野暉君	10番	中田隆幸君
11番	中澤莊也君	12番	石山貴美夫君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田靖邦君	副町長	秋元伸哉君
教育長	山下斉君	総務課長	山田貴之君
経営戦略課長	大村妃佐良君	経営戦略課参事	中野裕文君
デジタル推進課長	坂下誠君	税務住民課長	坂本喜弘君
くらし環境課長	梶山正幸君	健康福祉課長	森下育昭君
高齢者福祉課長	竹野克彦君	産業振興課長	澤口誠一郎君
建設課長	風間一章君	総合支所長兼観光交流課長	北村浩二君
教育総務課長	平松敏浩君	社会教育課長	大村泰子君
会計管理者兼会計課長	鈴木浩之君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋寛明

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月1日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

11日には第1常任委員会が予定されておりますので、委員の皆様にはよろしく願いいたします。

また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（石山貴美夫君） 日程第1、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



◎日程第 2 同意第 3号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 3 同意第 4号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 4 同意第 5号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 5 同意第 6号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 6 同意第 7号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 7 同意第 8号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 8 同意第 9号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 9 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第10 同意第11号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第11 同意第12号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第12 同意第13号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第2、同意第3号、川根本町農業委員会委員の任命についてから日程第12、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 農業委員の居住地、世代及び経験などはバランスが取れていますか。

また、作目の多様化などへの対応はできていますか。経営面に通じた方は含まれていますか、伺います。

○議長(石山貴美夫君) 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長(澤口誠一郎君) それでは、お答えいたします。

委員の居住地等のバランスについては、一部の地域に偏在することのないよう、地域的なバランスが配慮されております。世代、性別についてはバランスが取れており、経歴については、他業種、推薦者を除き、いずれも経験豊かな候補者です。

それからまた、作目の多様性の対応等についてですけれども、作目の多様化、農業経営面に関しても、認定農業者4名をはじめ、農業に関する識見を豊富に有している人物が含まれております。農業委員会の職務を適切に遂行できる体制となっております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

同意第3号から同意第13号は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第3号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第5号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第6号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第7号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第8号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第9号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第10号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第11号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第12号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

◇

**◎日程第13 議案第57号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について**

○議長(石山貴美夫君) 日程第13、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 現在の体制のままでは、どのようなことで対応が難しい問題があったのか、また、あると考えられるのか伺います。具体的に支障があるとすれば、この改正によって、どのように打開が図られるのか伺います。

所管事項の範囲を超えた連携に支障はないのか。今でさえ、単一の課では対応できない事務が増えてきているのではないのでしょうか。

実際に災害が起きた場合、災害対策本部の設置等は誰が判断するのか。また、災害対策本部が設けられた場合、司令塔の機能を担うのは危機管理課になるのか。災害対策本部が設置された場合、庁舎内の司令塔機能を危機管理課が担うものとするということですが、総務課長に対しても指示を出したりするようなことがあるのでしょうか。

職員の配置は増強されるのか。変更がないとすれば、何が変わるのか、どんな効果を狙っているのか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、山田貴之君。

○総務課長(山田貴之君) それでは、お答えします。

まず、組織改編をすることによりまして、発災初期における防災関係機関との連絡調整において、危機管理体制がこれまでより強化されまして、円滑に機能すると考えております。

特に対応が長期化した場合においては、危機管理に特化した組織を新設することは有効と考えております。

また、二つ目です。連携の関係です。

まず、総務課の対応だから、所管事務の範囲を超えた連携ができるということではございません。危機管理に関しては、新設する危機管理課が主導し、各課連携し、対応していくものです。

そして災害対策本部の設置の判断であります。本部長である町長が最終判断を行います。

また、災害対策本部の主導の関係であります。新設する危機管理課が主導しますが、災害対策本部員への指示につきましては本部長が発するものです。御質疑にありました総務課長も、災害対策本部員の一人であります。

最後に、現在の自治防災室の所管の事務も見直しまして、危機管理に特化した体制づくりを考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子。

私は、ただいま議題となっている議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、現在総務課の中の一部となっている自治防災室の機能のうち、自治会等に係る事務を切り離して、災害対策のみを危機管理課として独立させることを内容としています。

素直に考えれば、災害対策を担う部署で、総務課の中の一部として位置づけられることから、独立した課に昇格させるということで、その面の事務を現状に比べて重視するという意図がうかがえるという点については、私も認めるにやぶさかではありません。しかし、重要なのは、そうした意図ないし理念を持つのではなく、どのような効果が表れそうなのかということなのです。

お断りするまでもないと思いますが、ここでいう効果には、積極的なものと消極的なものが含まれます。言い換えれば、メリットもデメリットもあるということです。

本町では、現状において、人口規模は県内で最も少ない部類に属するにもかかわらず、町長部局に9、教育長部局に2と、11もの課が設けられています。この結果、現実の町民のニーズに応える上で、どういった事務を庁内のどの部署が担うのか極めて分かりにくく、煩雑な状況になっています。本案は、これに一層拍車をかけることになるのではないかと、強く懸念せざるを得ません。

加えて、重大ではないかと思われるのは、危機管理課が設けられると、常識的には大規模災害などの場合、ここが災害対策の司令塔としての機能を担うことになると考えられます。

現在、危機管理、災害対策を担うのは、総務課の一部門となっていて、一般職の身分であって、陣頭指揮に立つのは職階の上でも一般職のトップである総務課長であって、庁内全体に号令をかけたりにする上では、極めて自然な体制になっていると言えます。役場の組織の在り方としても、総務課は各課の総合調整を行うのを重要な役割の一つとしています。この面から見ても、災害対策の司令塔の役割を果たす上では極めて自然な部署と言えます。

本案が成立して、来春から危機管理課が独立した課として機能するようになると、今述べたような具体的な諸機能をどこがどのように担うのか、一目瞭然とは程遠い事態になるのではないのでしょうか。

また、災害対策本部が設置されるような場合には、この課のトップが庁内の司令塔の役割を果たすといった具合に整理するとしても、それは誰がどの時点で決めるのか。形式的には、行政のトップである町長が決めるというかもしれませんが、そのための判断材料はどこが整えて誰が助言するのかなど、よほど周知や準備を事前に尽くしておかないと、実際の大規模災害などの際には、重大な混乱の元になりかねないのではないのでしょうか。

本案については、町長の災害対策を重視する姿勢が表れているから結構ということでは、到底済まされない問題をはらんでいると考えます。もし、私が今挙げたような懸念が現実のものになってしまったりすると、最悪の場合、町民の生死をも左右しかねません。

私は、目的としては町長部局の機構を一部変更するということだとしても、実行に移された場合の効果等を考慮するなら、実施に当たっては当然、財政試算を伴うので、町民の大事な税金を使い経常経費を増やすことになり、短時間の審議のみで可否を決めることができるような問題ではないと考えるものです。最低でも委員会に付託して継続審査の対象にするなど、十分に慎重な検討を尽くした上で結論を出すようにする必要があります。

この場でどうしても採決ということであれば、到底賛成することはできないということを申し上げ、本案に対する反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

新たな課の設置は、令和4年台風15号災害での教訓を踏まえ、激甚化・多様化する災害への備えや対応を迅速かつ確実にし、町民の生命・財産を守り、町民に安全な暮らしを提供するための目的を持っているものであり、具体的には、総務課で所管する自治防災室を廃止し、新たに危機管理課を設け、自然災害等に対する危機管理体制の検証と見直しを進め、体制強化を図ろうとするものであります。

台風15号による激甚災害から得た教訓や知見を生かした新たな課の設置の考え方であり、

何ら問題はないと考えます。

課の新たな設置には、条例の改正が必要かつ不可欠であります。課の設置の目的や理由に何ら問題がないことから、私は議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第14 議案第58号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例 について

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この条例は、スマホにマイナカードの機能を持たせるということでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、坂本喜弘君。

○税務住民課長（坂本喜弘君） それでは、お答えいたします。

法が改正され、スマートフォンへの電子証明書機能の搭載が可能になりました。このことにより、コンビニ交付においてスマートフォンを利用した交付が可能となりますので、印鑑条例の一部を改正するものです。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている印鑑条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

電子署名等に係る情報システム機構の認定業務が、法律の一部改正により電子証明書のスマートフォン搭載が可能となったため、コンビニでスマートフォンを用いて印鑑証明等の交付が受けられるようになるものです。利便性が向上する反面、マイナカードでひもづけの間違いで他人のものになっていたり、トラブルが多発して、安全性が危惧されます。

セキュリティー上の問題が一番に考えられます。スマホがマイナンバーカードの役割を果たすということは、スマホを紛失したり盗難に遭った場合やウイルスに感染したとき、マイナカード、スマホに登録された個人情報が出てしまうリスクがあるということです。

とても危険性があり、賛成できる内容とは思われないため、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤荘也君。

○11番（中澤荘也君） 11番、中澤荘也です。

私は、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、電子証明書機能のスマートフォンへのスマートフォン機能の搭載が可能となりました。

これにより、印鑑証明のコンビニ交付において、従来の個人番号カードを用いた方法に加え、スマートフォンを利用した交付が可能となりますが、そのためには、川根本町印鑑条例の一部を改正する必要があります。

今回の条例の一部改正は、マイナンバーカード所持者の有益性・利便性の向上を図る目的を持ったものであり、上位法の改正による条文の追加であり、何ら問題がないと考えます。

よって、私は、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のと

おり可決されました。



◎日程第15 議案第59号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第16 議案第60号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町長、副町長、教育長、それぞれの期末手当は、年額で幾らから幾らになるのか教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、町長からです。354万2,000円から362万2,500円、8万500円の増額であります。副町長であります、276万2,760円から282万5,550円、6万2,790円の増額です。教育長です。257万480円から262万8,900円、5万8,420円の増額となります。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっております議案第59号、川根本町常勤特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場から討論いたします。

本条例案は、町長をはじめとする常勤特別職の期末手当を人事院勧告に準拠して年間0.1か月分増額したいとするものです。金額的には、町長の場合、今おっしゃられたように年額で354万2,000円から362万2,500円へと8万500円増額しようとする内容になっています。8万500円は大きな金額ではありませんが、パートの方の約1か月分の給料です。

私たちは、一般職の給与等の水準を改善することは、もろ手を挙げて賛成するものですが、常勤特別職の待遇については、現在、町長の月例給が70万円、半期分の期末手当が同じく177万1,000円となっています。

渡された資料には、「人事院勧告を勘案して」と書いてありましたが、人事院勧告は特別職の勧告をしたのではなく、国家公務員の給与、期末手当を民間との格差を埋めるために引上げを勧告したものです。決して特別職の引上げをしたものではありません。庁内の一般勤労者の手取り収入と比較して極めて高い水準にあり、これ以上の改善を図る必要はないと考えています。

同時に、昨今の町民生活の実態は、コロナ禍の影響に加えて激しい物価上昇の連続で、極めて厳しい状況に追い込まれています。こうした状況の下で、既に十分に高い水準の待遇を保障されている常勤特別職の待遇をさらに高めることについては、日々の暮らしに苦勞されている町民の方々の納得を到底得られるものではないと考えます。

提案されているような改定のために必要な財源があるのであれば、まず、物価高騰などで生活に困難を喫している町民の暮らしを守る対策に最優先で充てるべきです。

以上の点を率直に申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

人事委員会を設置していない川根本町においては、職員等の給与の改正の方針は、従前から人事院勧告や県人事委員会勧告等を踏まえて行われてきております。今回の人事院勧告は、民間との給与の格差是正と国家公務員の初任給及び給与表の引上げと民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数を0.1か月分引き上げるというものであります。

これに基づいて、特別職の特別給の年間支給月額を0.1か月分引き上げ、年間4.5か月とするために必要な条例の一部改正であり、人事院勧告の趣旨から考えて、何ら問題はないと考えます。

よって、私は、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第60号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについては、原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩します。

それでは、9時40分から全員協議会を開催します。関係者は大会議室へお集まりください。

全協終了後、本会議を再開します。時間は追って連絡いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前10時40分

○議長(石山貴美夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎日程第17 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について  
(くのわき親水公園キャンプ場)

◎日程第18 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について  
(三ツ星オートキャンプ場)

◎日程第19 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について  
(不動の滝自然広場オートキャンプ場)

◎日程第20 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について  
(アプトいちしろキャンプ場)

◎日程第21 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

(池ノ谷キャンプ場)

◎日程第22 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

(八木キャンプ場)

◎日程第23 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について

(ウッドハウスおろくぼ等の施設)

○議長(石山貴美夫君) 日程第17、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)から日程第23、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)までを一括議題とします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第62号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第63号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ

場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第64号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第65号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（池ノ谷キャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第67号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（ウッドハウスおろくぼ等の施設）は、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第24 議案第69号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第24、議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第25 議案第70号 令和5年度川根本町一般会計補正予算

（第6号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第25、議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、質疑通告のほうでちょっと不足がありましたので、入れてほしいんですけども、今回、台風15号による災害で、3か所の復旧費と書いてあるんですけども、高騰分が抜けたので、高騰分を入れてください。

そして、それが予算化されていますけれども、まだ予算化されていない箇所が何か所かあるのでしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） それでは、お答えいたします。

林道水川線（2号箇所）、林道小河内線（3号箇所）の2か所が予算化されておられません。いずれも林道の起点側で、現在、災害復旧工事を施工しておりますので、この工事を発注しても着手できないという理由によるものでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） その2か所のめどは、どのくらいでできるのでしょうか。まだ全然分

からないか。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） これは、来年の6年度以降の発注を考えておりますので、まだ、今現在行っている工事が終わるところを見通しをつけながら、それから進めていくということですので、来年度いっぱいでは何とか完成はしたいという形では考えておりますが、まだ天候とかそういうところのことで、確実な工期というのはまだ分かってはおりません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第26 議案第71号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第26、議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第27 議案第72号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第27、議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第28 議案第73号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第28、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第29 議案第74号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第29、議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 人件費33万円増で、修繕費が200万円増となっておりますが、人件費の半分は一般会計のほうから繰入れということなんですけれども、修繕費の200万円は一般会計のほうからは出せないのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 一般会計の繰入れにつきましては、設定しておる繰入基準に基づいて、一般会計からの繰入れを行っているものでございます。ですので、修繕につい

ては繰入基準がないものですから、一般会計の繰入れはないという状況になっております。  
以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、  
原案のとおり可決されました。



### ◎日程第30 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（石山貴美夫君） 日程第30、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条の規定により、町議会議員区分からは4人を選出することとされています。

このたび、町議会議員区分から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため候補を募ったところ、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち、投票者の得票数までを報告することになりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、6番、大竹勝子君、7番、杉山広充君を指名します。

候補者指名表は、お手元に配付のとおりです。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、候補者1名の氏名のみを記載する単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（石山貴美夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

○議長（石山貴美夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（石山貴美夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6番、大竹勝子君及び7番、杉山広充君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（石山貴美夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、遠藤豪君5票、遠藤嘉規君6票、西田彰君1票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

---

◇

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12月18日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時00分

## 令和5年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第3号)

令和5年12月18日(月) 午前9時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

追加日程第1 議案第75号 令和5年度川根本町一般会計補正予算(第7号)

出席議員（12名）

1番	佐々木直也君	2番	中野浩和君
3番	藤田至君	4番	中原緑君
5番	澤西省司君	6番	大竹勝子君
7番	杉山広充君	8番	野口直次君
9番	中野暉君	10番	中田隆幸君
11番	中澤莊也君	12番	石山貴美夫君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田靖邦君	副町長	秋元伸哉君
教育長	山下斉君	総務課長	山田貴之君
経営戦略課長	大村妃佐良君	経営戦略課参事	中野裕文君
デジタル推進課長	坂下誠君	税務住民課長	坂本喜弘君
くらし環境課長	梶山正幸君	健康福祉課長	森下育昭君
高齢者福祉課長	竹野克彦君	産業振興課長	澤口誠一郎君
建設課長	風間一章君	総合支所長兼観光交流課長	北村浩二君
教育総務課長	平松敏浩君	社会教育課長	大村泰子君
会計管理者兼会計課長	鈴木浩之君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋寛明

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月8日と同様ですので、ご了承願います。

---

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月8日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会の議事日程等について御協議いただきました。引き続き、第2常任委員会の皆様には活動テーマについての話し合いを、また議会広報委員会の皆様には議会だより速報版の作成を行っていただきました。

11日には第1常任委員会が開催され、付託議案の審査を行っていただきました。

12日には区長連絡会が行われ、副議長と出席をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、澤西省司君、大竹勝子君、中澤莊也君、佐々木直也君、中原緑君です。

質問者が6人以上となりましたので、議会運営の申合せにより、本日とあしたの2日間に分けて行います。

本日は、野口直次君、澤西省司君、大竹勝子君の一般質問を行います。

議会運営の申合せにより質問の制限時間は30分で、再質問は一問一答方式とします。的確に質問、答弁するようお願いします。

順番に発言を許します。

8番、野口直次君、発言を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） おはようございます。8番、野口直次です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。再質問は少し脱線もあり得ると思いますが、対応して答弁もしていただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

この数年、コロナ禍において、あらゆる分野で世の中に変化が起こっています。菌田町政も3年目に向け、来年度予算の編成時期でもあり、幾つかの重要な事業を背負う中で、どのような特色を持った張りのある予算編成か、注目していきたいと思っております。

世界に目を向けると、長引くウクライナ戦争、またパレスチナ、ガザ地区の紛争、多くの一般人の犠牲者の増加、特にテレビ映像から、乳幼児、子供たちの犠牲にはいたたまれない、生き残った子供たちが無事成長して、二度と負の連鎖がなければと祈るばかりです。そして、平和のための国連機関の無力には、改めて怒りとむなしさを感じております。

国内においては、1年で一番大切な時期に政治資金パーティーをめぐる裏金疑惑において、安倍派の大臣、党の役員が離脱等、岸田内閣の痛手以上に国民の政治不信、今後も政局には目が離せません。

そんな時期、物価高騰の中で、地方の町にも賃上げが全体の業種に広がるのか、少子高齢化の社会で持続可能な社会保障制度は構築できるのか、農林商工業者等の個人自営業者の置かれている実態をどのように国は理解し、今後を考えていくのか。また、深刻な製造業、サービス業の雇用不足等の課題を含め、目先の景気対策ではなく、長期的に本当に生かされる施策なのか、心配するのは私だけではないと考えております。

そんな折、農業者の立場から、生産や出荷、流通コストが上がる中で、経費の変化に対して、消費者、流通業者が価格転嫁に応じてくれるのかも心配です。今、私は柚子経営で現実反映されていないことを痛感しております。このままでは、事業においていつかの助成等されても、数年間で費用対効果を見いだせること自体が無理があるのではないかと感じております。町内においても、農家の廃業、共同工場の解散にも拍車がかかる心配も出てくるのではないのでしょうか。

明治生まれの岩手県の詩人、童謡作家の宮沢賢治の有名な歌が、今の令和の時代にそのまま生きているとは本当に情けない。大鐵の全線復旧は、観光面及び住民の生活のみならず、地場産業にも多大な影響がボクシングのボディーブローのように効いているように感じております。

茶商さんのお歳暮の売行きはどんなでしょうか。例えばお茶缶の定番商品であるかわね路SLと茶畑が、仮に同時に当町から消えることがあってはならないが、あるかもしれません。直ちにそれぞれ対策の検討も必要ではないのか。

再質問の町営バスのところで、まだ見えてこない今後の大鐵復興に対して、町自体、具体

的な支援策及び国・県、大井川流域にどのような支援を求めていくのか、第一、被災SLの町の問題として質問をお伺いいたします。

また、長く言われている町の活性化においても、今後デジタル社会においてアイデアを先取りした来年度の当町のドローン活用と配送業のセットの事業計画を期待し、また賛同していきたいと思っております。予算計上後の具体的な内容が楽しみではあります。

個人的な意見ではありますが、あらゆる分野、特に町としての生き残りをかける手段として一番は、やはり計画において観光面を大黒柱に置いて、SLを貸し切るような富裕層にターゲットを絞り、体験、滞在型の高級ツアー等特徴ある観光計画を進めてほしい。夢ですが、高級リゾートホテルがたくさん誘致する新しい川根本町を目指すまちづくりを町長に提案いたします。この町には、まだまだ目に見えない宝物に今後期待したいと思えます。

本題に入ります。

大きくは3件の質問をいたします。

最初に、1として、10月開始した町営バス及びデマンドタクシー運行状況と今後の課題について。

(1) 改正により千頭一家山間の観光客と住民の足の両立を心配したが、運行がスムーズに実施されているようでよかった。また、改善点等、今後の対策、対応等についてもお伺いいたします。

(2) 町内の路線が廃止され、デマンドタクシーに変更され、これも大きな混乱が生じていないと聞いているが、どのような対策を講じているのかをお伺いいたします。

(3) 今後の公共交通の課題を含め、当町の独自の地域交通、大鐵を含め、どのように進めていくかを再度伺います。

(4) 行政はこの事業においても、くらし環境課、経営戦略課、総務課等にて対応され、それぞれ横の連携が取れているように見受けられるが、職員の意識改革ができつつあるのかも伺います。

2番目として、昨年、台風15号から各町道、林道の巡視、管理等は改善されたのか。

(1) 尾呂久保地区の上の林道南赤石線の路面の危険度状況を把握しているのかを伺います。

(2) 現時点における町道と林道の災害復旧工事の進捗率は、どの程度か伺います。

3番目として、骨髄バンクに関する町の考えをお伺いいたします。

(1) 骨髄バンクドナー登録の町民の啓発活動について、町の取組状況を伺う。

(2) ドナーへの医療費一部助成等についての検討を具体的に考えているのかをお伺いします。

壇上からは以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） おはようございます。それでは、野口議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ目の1番目ですが、千頭一家山間の町営バス運行についてお答えします。

大井川鐵道の代行バスを引き継ぐ形でスタートし、2か月で7,922人の方に利用していただきました。今後は、川根温泉への乗り入れを検討していますので、令和6年4月からの実施に向けて、関係機関と引き続き協議をしております。

二つ目です。デマンドタクシーに関する御質問にお答えします。

町営バスの路線変更により、これまでの本川根エリア、中川根エリアから、町内全体を一つのエリアとした運行へ変更しました。平日の運行時間も朝夕1時間ずつ延長し、車両も2台から3台へ増車し、利用促進に努めています。運行変更にあたり、通学、通勤に町営バスを利用していた方に対し、巡回方式で対応するよう調整もしました。また、待機場所を役場本庁舎、徳山駅、千頭駅の3か所とし、スムーズな運行に努めています。

3番目です。当町の地域交通の進め方についてお答えします。

これまでと同様に、関係機関と協議を進めながら、当町の実情に合わせた地域交通について議論していきます。また、公共交通の課題への取組については、令和6年度から策定する地域公共交通計画の中で対応をしております。

4番目の、行政組織に関する御質問にお答えします。

私が就任以来、職員に伝えてきた組織における横の連携が、ようやく動き始めたと感じています。今回の町営バス運行についても、議員御指摘のとおり、くらし環境課、経営戦略課を中心に、組織を横断した連携を取りながら進めてまいりました。来年度においても、大きな事業が控えています。各課連携の下、事業を進めてまいります。

2番目、大きいほうの2番目の一つ目ですが、林道南赤石線の路面状況についてお答えします。

林道南赤石線については、現場において路面状況を確認し、11月に舗装修繕工事を発注しました。また、上長尾から尾呂久保間の舗装修繕工事を、令和6年度に実施する計画です。引き続き、道路パトロールに加え、地元からの要望を確認し、対応をしております。

二つ目です。災害復旧工事の進捗率についてお答えをさせていただきます。

町道、林道に河川を加えますと、工事箇所は22か所あり、現在、15か所が発注済みです。発注率で約68%となります。工事箇所の状況から、令和6年度に発注予定の2か所を除き、用地関係の調整がつき次第、年度内に発注しております。河川沿いの工事箇所が多く、水量が減少する11月からの工期を設定したことから、現時点で完成している箇所は、河川における1か所となります。

三つ目です。次に、骨髄バンクドナー登録についての御質問にお答えします。

お知り合いの方の関係の議員、御質問だと思いますが、当町においては、県から届いた骨髄バンクへの登録等に係るポスターの掲示やドナー登録のしおり、チラシなどを配布し、啓

発活動を行っています。

二つ目です。ドナーへの医療費一部助成については、来年度、当初予算での措置を考えています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 再質問させていただきます。マスクを取らせていただきます。

少し質問が長くなります。

大井川鐵道の電車代行から10月の町営バス変更になり、今日までの運行において、不都合があればその都度改正していくとのお話、実際に実施されています。随時、議会にも報告していただいております。担当者が利用者の声を聞いているからできることでもあるし、その声を課で共有し、直ちに対応して、実施、改善していく。私は目に見えないそれぞれの職員の努力、また、問合せ、苦情にも適切に対応しているのではないのか、経営戦略課等も手助けもあると思います。住民をお客様と考え行動する気持ちに尽きるのではないか。この頃、他の課でも見られている気もいたします。

困難な対外的折衝、また時間との闘いもある中で、3課で重要な事業を進めている。今後もちろし環境課、大きな建設事業も控えている中で、敢えて再質問に取り上げたのは、みんなと一緒に災害対応にも尽力された水道、し尿処理、ごみ収集、斎場等、多彩な現場を持ちながら頑張っている、私は職員の一生懸命を評価しながら、これからもそれぞれの課題をクリアできるのではないかと期待もしております。

いずれは行政改革にもつながります。仕事上、グループの秘訣があれば伺いたいと思います。今の私の質問は、この課に限らず全体のことだと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） 組織におけます体制の関係ですので、総務課からお答えいたします。

野口議員言われた御質問で、町長が就任以来、横の連携についてしっかりと取るように指示を受けております。今回の町営バスに限らず、来年度に向けて斎場の建設等、計画されておりますので、今後も横の連携、職員が連携しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。とにかくだんだんと、町民に対して行政、議会もそうですが、丁寧にお客様という気持ちをお互いに心がけていったらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、11月29日に第2回大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会が開かれ、12月議会にも説明がありました。当町は、川根本町における大井川鐵道の必要性を丁寧に分かりやすく説明されたようです。この会議において、次回は全線運行再開に向けて、

必要となる費用の調達方法や役割分担を検討されるようですが、公共交通としての対処、今後の対策も含め、町営バス、デマンドタクシーにも大きな影響も予想されますので、重要な関連事項として、町としての大鐵と関わる方向性等をお聞きします。

被災状況について全戸チラシを配布した、今後、町としてあり方検討会を通じ協議していくお話でした。このチラシの問合せ、意見等がありましたか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 野口議員の質問にお答えします。

12月1日の全協で説明させていただいた後、12月8日、全戸配布させていただきました。また、12月12日の区長会にも説明をさせていただきました。住民の皆様からの問合せは今のところ来ておりませんが、区長会においては、災害運行に係る費用についての御質問がありました。災害復旧し、機能回復というところが前提となってくるというお答えをさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 関連ですけれども、これはある程度、今のあり方検討会の現状というか、状況の説明のチラシと理解してよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） そのとおりでございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 唐突の質問かもしれませんが、次回のあり方検討会では、町は何をお願いするのですか。いずれ具体的に町分担、大鐵に対しての分担、負担軽減のために、国・県に上乗せをお願いするのですか。その点について答弁をお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 説明のときも述べているかと思いますが、補助金で定められている負担割合が基本になってございます。今後は関係者による協議をしていくことになるんですけども、本町は財政的にも豊かな町ではないことから、やはり国・県の支援が不可欠だということでございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 大変な仕事だと思いますが、ぜひ町民のため、鐵道のために御尽力をくださるようお願いいたします。

続きまして、町長にお聞きいたします。

長期災害復旧工事になるのではないかと質疑されております。お金がかかる中で、現時点で財源の確保の見込み等を含め、あくまでも町の考えとして、部分開通、例えば笹間渡一地名間、笹間渡一下泉間と、また笹間渡一千頭間全線復旧を考えているのか、今後を含め率直な今のお気持ちをお聞きしたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） まず、財源のお話がありましたけども、ここはやはりお金が、財源がないというのはもう皆さんも、交付税の町ですし、どこを使うか有利な起債しかありません、それは、やるとするなら。今後、その対応の中で進めていこうかと思っております、提示された金額についてはですよ。

それとあと、部分的な開通のことですけど、これは本当に笹間渡から千頭、これは願っていることとして、その間において、千頭から青部とかいろんな方法の使い道、それは大井川鐵道さんがいることですから、いろんなにぎわいを求めていくというなら、千頭－青部間をいろいろ利用しているいろんなこともできるんじゃないかなと、私の想像ですけど。使えるところはやはり使いながら、にぎわいを求めて、大鐵さんも我々のほうも努めていければいいんではないかと思っています。

基本的には、とにかく笹間渡から千頭、全線、そこを求めています、やはり。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） なかなか、分かっていて分からんことを一回質問したいなと思って、今の質問は、答弁に当たり大変ありがたいと思っております。これが本当の我が町の状況を言っているのかなと思いますし、そう言いながら、また協力もしていかにゃいかんと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

これからちょっと、質問ではありませんが、自分のあれを言います。

今後のあり方検討会、全線復旧まで長い道のりの中で会を存続していくのか、次のステップとして、国・県が協議会等を立ち上げるのか、注目していきたいと思えます。また、早急に庁内にも、住民と一緒に町の主導で、町としての協議会の設立を視野に、検討もお願いしたいと思えます。当局には大変失礼かもしれないが、やはり真心と誠意がこれからのポイントになるような気がいたしますので、副町長をはじめ皆さん、お願いの中で大変だと思えますが、先ほども言ったんですが、地道であります、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

12月議会で町道災害3路線の増額補正を行ったが、増額分は補助対象になるのか。また未施工林道水川線2号箇所、林道小河内線3号箇所の工事は、来年予定されておりますが、補助はあるのかをお伺ひいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 野口議員の御質問にお答えいたします。

補正予算に計上しました増額分につきましても、補助の対象となります。

また、未施工の2路線につきましても、災害申請を行っておりますので、補助の対象となります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

質問ではありませんが、冒頭、町長からも話があったんですが、22か所の災害工事を控え、また一般事務を遂行して、さらに町民の要望に対応している職員には感謝しております。まだまだ林道の不通箇所は多数あります。当然、優先順位もあろうかとは思いますが、山の手入れ、集落の安全、防災の面からも、治山治水工事のためにも、林道の早期復旧を今後も継続をお願いしたいと思います。

私の一般質問の冒頭で、ある程度、尾呂久保地区にはもう補修工事、また来年度には上長尾一尾呂久保間も修理、修繕をしていただくということで、大変ありがたく思っております。今後、本当にあれだけの大きな災害があってはならないですが、やはり危機管理課含め、体制をつくっていくということで言っていますので、また来年度の予算に対して、いろいろまた勉強も議員もしながら、注文もつけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になります。骨髓バンクに関する町の考えを聞くということで、再質問をつくってきただんですが、町長もお話しされたように、来年度に助成制度もやっていただくということで、予算計上されるんじゃないかということで、非常にうれしく思っております。

ただ、私、せっかく書いてきたもので、私の一番言いたいことは、やっぱりみんなが骨髓バンクとか、ドナーとはどんなものかなということのを改めて知ってもらいたいなということで、この一般質問の3行目に入れさせていただきました。

私も現実にある程度、自分がそのようなことの相談を受けるとは思っておりました。私は70歳です。70歳というのは、ドナーでいくと全くの対象になりません。ドナーというと18歳から54歳までだそうです。でもその中で、40代、50代のドナー登録者が多くて、このままだと10年以内に22万人が減少してしまうそうです。とにかく若い世代のドナーが必要とされています。

川根本町は、来年そうやって助成していただけるんですが、このチラシとか啓発の話を聞いている中で、やはり不安はあるでしょうけれども、登録するあれば、ここの志太榛原農林事務所の中にある事務所でも、月2回、登録の申請もされているようです。場所によっては、ちょっと私、調べが足りないんですが、献血会場でもできるような話も聞いております。

とにかくドナーさんが長い間休むとかいろんな風評ばかりですが、やはり県でも令和4年度から2分の1、市町に補助をすることになって、急速にまた35市町でも助成が進んでおります。それで、やはり事業所にも助成ができるということもうたっております。ぜひ、質問にはなりませんが、みんなでもたこういふ、難病という言葉がいいかどうか分かりませんが、健康福祉課はじめ、高齢者も非常にいろいろと町民に目を配っていただいて手厚くやっておられる中で、今後もいろんな分野で努力していただきたいと思います。

いつものようにまとまらない話になりましたが、気持ちとしては、やっぱり一生懸命みんなやっついていこうという気持ちで幾つかの質問をさせていただきました。

また、大竹議員には申し訳ありませんが、ちょっと私が先走った大鐵の質問もして、迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は9時40分といたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時40分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、澤西省司君、発言を許します。5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 皆さん、おはようございます。5番、澤西省司です。

通告に沿って一般質問をさせていただきます。

今年は昨年台風15号被害のような大きな災害もなく過ごせましたが、今年の夏は観測史上最高の高温で記録を更新しました。町内の家庭菜園では夏の高温による影響で夏野菜を早々に諦める人もいました。しかし、ここまでは自然現象で仕方ありません。来年は遮光ネットでもかけて調整すれば、自慢したくなるほどの家庭菜園に心躍る日々を過ごせると思います。

しかし、今年と同様に来年も最強の盗賊が群れをなして必ずやってきます。久保尾地区の知り合いの家では、サルが集団でモノラックのレールを伝ってやってきて、家庭菜園が全滅し、ネギまでも上手に食べられたとか、色づいたミカンが僅か2日で全滅させられたと聞きました。後に産業振興課からの情報で、この群れは向井地区、久保尾地区、原山地区あたりを縄張にして、行ったり来たりしているグループではないかとのことでした。

それから、私にとって初めての出来事がありました。今まで聞いたことは度々ありましたが、今年初めて3匹のサルが集団でカボチャを抱えて立ち去るシーンを目撃しました。場所は上長尾、八幡神社境内です。道路を横切り、さい銭箱の前をよちよち歩く姿は、今も記憶に鮮明に残っています。神社の隅から山に入り際に一匹のサルが振り返り、追ってくるなど言わんばかりの鋭い眼光を私に向けてから山に消えていきました。なお、2個持っているサルが一つを神社にお供え物として献上したら、衝撃ニュースと思いましたが、そそくさと通り過ぎるだけでした。

この神社は、町長と大変ゆかりのある神社とお聞きしていますので、神社総代に成り代わり、町長がこの不屈き者のサル軍団を退治してくれると期待して、本日のテーマである川根本町猟友会に関連した害獣などの諸問題について、通告書に沿って質問していきたいと思っております。

一つ目は、町内全域でサル、ニホンジカによる果樹、野菜の食害が出ているが、その状況をどのようにつかんでいるのか。

二つ目、サルやニホンジカを毎年捕獲しているが、減少傾向にない状況をどう捉えているのか。

三つ目、サルの捕獲金額だけは、現状から考えれば、さらなる引上げが必要と考えるが、今後の考えについてはどうか。

四つ目、サルは集団で行動するので、まとめて捕獲するようなことについてはどのように考えているのか。

五つ目、猟友会の会員が自由に使える解体処理施設が必要ではないか。

六つ目、町は年間害獣捕獲者上位者に対して、功労賞を設けて表彰し、猟師の方への感謝と存在感を上げるべきではないか。

以上で壇上からの発言を終了いたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、ただいまの澤西議員の質問にお答えさせていただきます。

一つ目です。町内におけるサルやニホンジカによる食害についてお答えします。

いずれも生息域が南下し、町内全域に被害が広がっています。捕獲や防除を行っていますが、被害は年々拡大し、深刻な状況にあると認識しています。

二つ目です。捕獲しているにもかかわらず減少していない状況をどう捉えているかについてお答えします。

令和4年度における捕獲数は、サル52頭、ニホンジカ507頭となります。野生鳥獣の個体数量は数量調査を行っておりませんが、猟友会員などの聞き取りから、減少に至っていないと認識しております。温暖化による死亡リスクの低下や狩猟者の減少による捕獲率の低下などが、サルなどの減少に至らない要因の一つであると考えます。引き続き、猟友会員と情報共有を行い、防除と捕獲により鳥獣被害の軽減を図ってまいります。

三つ目です。サルの報償金引上げについてお答えします。

報償金は、昨年度5,000円増額し、2万5,000円としました。近隣市町においても、被害防止目的によるサルの捕獲を行っています。報償金額については関係者の意見を伺いながら、捕獲意欲の低下を招かないよう対応していきます。

四つ目です。サルの捕獲方法についてお答えします。

サルは群れで行動し、昼行性であり、高い学習能力を持つ動物として知られています。その習性を利用し、群れごと大量捕獲が期待できる大型捕獲おりの導入について、来年度に向けて対応してまいります。

五つ目です。解体処理施設についてお答えします。

現在、町内では柳三地区にあるジビエ牧場で唯一食肉加工を行っています。現在、新たな

施設建設の要望は出されておりませんが、引き続き猟友会などから意見を伺ってまいります。  
六つ目の功労賞についてお答えします。

提案された功労賞は、捕獲意欲の向上を図るための一つの手法だと思います。現状を踏まえ検討していきますが、今後もニホンジカ等による農林業被害は拡大し、狩猟者の減少も予想されます。関係者の意見を伺いながら、日頃の感謝を伝えることができ、捕獲意欲の向上が図られる施策を検討してまいります。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 今、町長の答弁の中に、来年度、サル的大型捕獲おりを設置していきたいというような意見があり、大変ありがたく思っておりますので、まずその点について、後ほどいろいろお聞きはしていきますけれども、まず感謝を申し上げたいと思います。

それとあと、全体にわたって町長も、今回も猟友会に対して、今後も話し合っていきたいというような点が見受けられたものですから、猟友会にとっても行政と話し合う機会が多くなれば、それだけ今、自分たちが抱えている問題等、訴えることができると思いますので、行政の担当者の方においては、しっかりとした猟友会の会長などを通して、役員の皆様と話し合っていっていただければと思いますので。

では、再質問のほうに入らせていただきます。

町内の農産物について、商業ベースに乗せる規模では、電柵などを含めたしっかりした対応が取られ、しいたけなどもハウス栽培であり、出荷ベースでの農業被害金額は少ないかもしれませんが、しかし、害獣被害の多くは町民が愛する家庭菜園です。その原因の多くは、簡単な防護設備によるところが多いとは思いますが、一線をリタイアした人にとって家庭菜園は生きがいであり、健康維持に大きな役割を果たしております。この町の住み心地などの幸福度からすれば、度重なる害獣被害により家庭菜園をやめなくなったというような思いにさせることなどは、家庭菜園を楽しみにしている町民への対応が停滞していることだと思いますが、この点についていかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

現在、被害の防止の対策として、有害鳥獣の捕獲と農地等への防除、設備設置を対象に補助を行っております。町民に対しては、引き続き広報等により補助事業の周知に努めていきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 一般の菜園を愛している人のためにも、できるだけそういった補助を出しているという情報を出して、いい効果があるというようなことをお伝え願えればと思います。

二つ目にいきます。ニホンジカに関しては、平成の頃は平均300頭捕獲しております、令

和は平均600頭と捕獲数が伸びています。しかし、心配なのは、サルの捕獲が令和元年の118頭をピークに年々減少が続いているということです。令和4年ではピーク時の半分以下になりますけれども、52頭の捕獲ですので、生息数は当然増えていると私は予測しておりますが、その点についてはどう捉えていますか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

議員が言われるように、サルの捕獲数は減少しております。猟友会員の減少や銃による猟を行う方の減少等が原因ではないかと思われまます。

なお、サルの生息数については把握しておりませんが、町内各地で被害が発生している状況は確認しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） そのとおりだと思います。被害があっちこっちで多数出ているということは、サルが増えている、そういうふうな捉え方でしていただければ、私はいいと思います。

サルの捕獲の難しさですけれども、サルは人間をよく観察していると、多くの猟師さんが話すところではあります。例えば、買物帰りなどでサルのそばを通っても、柿の木から逃げない。しかし、一旦家に帰って猟銃を積んで、ちょっと角に出ただけで、車が一瞬ちらっと見えただけで、はるか遠くの先ほどの柿の木から一目散に逃げると。それくらいサルは観察をしている、そういったことです。

それと、サル、もう一つ賢い点は、人里に来てからは、できるだけ地面を歩くことを避け、電線や囲い柵の上を伝い、地面に置かれているくくりわなの仕掛けにならないようなところを選んでいくと聞き、非常に厄介な状況だということをいろいろ猟友会のほうから教えていただいております。

こういう難しさがありまして、ついでに3番へいきますけれども、これ3番はサルの捕獲金額の上乗せをとるところで話なんですけれども、とにかく今言ったように、サルの捕獲が非常に難しいということです。

サルの捕獲は、猟銃で撃てる状況にあるという場合が多いんですけれども、家がそばにあり、規則で撃てないなど、様々な理由で捕獲が難しく、大変な労力が必要だということは捉えております。そのほかサル専用の小型枠を自ら購入して設置したが、ほとんど捕れなかったと聞いております。

個人で捕獲を試みるのが難しいのは言うまでもありませんが、複数人での巻き狩りのようにやっても、1匹、2匹で、効率が悪いということが、令和に入ってから捕獲数の減少につながっているのではないかと考えます。

さらに、このようなことが猟師のサル離れにつながっているのではないかと私は危惧して

おりますが、その辺の状況についてはどのように捉えていますか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

サルの習性から複数人で対応しても捕獲が難しく、そのことが要因で捕獲数が減少していることは否めません。野生動物と人とのバランスが崩れ、人里から野生動物を押し返す力が弱まっているとも言われています。今後は、野生動物が人里に現れにくい環境づくりも課題の一つではないかと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） サルを捕獲するというのが難しいというような、なかなかそういった発言だとは思いますが、サルの捕獲の難しさを、ちょっと参考になるかどうか分かりませんが、面白い比例対象みたいなものが調べたらあるんですよ。猟師の方は、シカをたくさん捕る人たちがおります、年間100頭とか、80頭とかね。一応、80頭捕る猟師の方は、サルを大体七、八頭毎年捕ります。シカを50頭前後捕る人は、大体サルが四、五頭。二、三十頭シカを捕る人はサルが二、三頭。要はサルって1割ぐらいしか捕れないですよ、現状。それくらいサルはなかなか難しいということです。

シカを捕るつもりでたまたまくりわなにサルがかかったとか、そういったレベルで、サルを狙いにいってもなかなか捕れないから、とにかく伸びない。1割しか捕れないということですね、ベテラン猟師でさえも。そういった難しさがあります。

もう一つは、これ、テレビでよく言われていることですが、サルの危険性についてですが、以前から小田原市や湯河原町では、サルが女性や子供に対して威嚇行動を取るということで、マスコミなどで報道されてきました。家の中に食料があるということを覚えたサルは、窓に体をぶつけて威嚇するなど、女性や高齢者などは、家の外に出ることができないなどの映像を見たことが皆さんもおありだと思います。

幸い、当町ではそこまでの威嚇行動はありませんが、多くの市町村では、人間や人里を怖いと思わせるようにサルの追い払いを勧めています。これは今言った、産業振興課長が言ったように、追い払い、環境とかと言いますが、男性でも棒などを持ち合わせていない場合は、目を合わせないほうが無難だと言われています。追い払いもサルに対して効果は一時的だと思いますので、やはりサルを人里に近づけさせないためには、猟銃をサルに向け続けることが重要だと思います。

ですから、猟師の方に、もっとサルの捕獲に目を向けていただくためにも、サルの捕獲報償金だけは今後、四、五万円にする、高くするべきと考えますが、いかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

議員が言われるように、サルに限らず鳥獣の種別ごとの報償金額については、関係者の意

見を伺いながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 関係者の意見を聞くと申しますけれども、関係者の意見の聞き方がまだ不足しているということに尽きると、私は思っております。みんな上げてほしいと。上げないと、目をもう一度、再度そこへ向ける必要があると思うんですよ。完全に今は離れている、そういった感じを私は受けております。

現状、サルは人間を恐れてはいますが、それは昔から、猟師の方々が猿に猟銃を向けていたからです。猟師の皆さんがサルの捕獲離れとなれば、サルは人間を恐れなくなり、威嚇してくるようになると思いますので、サルの捕獲報償金上乗せは重要な問題と捉えていただき、結果を出していただきたいと思います。いずれ上げにやしようがないというところは、いずれ来るじゃなくて、今がそういう状況だと私は確信しております。

次の質問に入っていきたいと思っております。

4番のサルは集団で行動するのでまとめて捕獲するようなことということで、先ほど町長から、集団の捕獲の件で令和6年度、サル用大型捕獲おりに関する話題があり、本当に進めていただければ、大変私もありがたいと思っております。

猟友会の会員の中にでも、近隣住民から困っているという話を聞いているが、サルの警戒心が強く、思うほど捕獲できない状況もあり、苦慮していると。まとめて捕る方法を考えてほしいというような、実際そういった声も聞いておりますけれども、今回、行政のほうで来年度に向けて、サルに対してこれだけ危機感を持っているということだものですから、非常にありがたいと、本当に進めていただきたいという気持ちでいっぱいであります。

これと、またサルの捕獲報償金を上げるという話はちょっと別ですので、そこは心しておいていただきたいとは思っております。

これ、サルの大型捕獲おりの設置に関しては、ちょっと私、まだ現物を一度、山梨県の小菅村で、あれは何ですかと聞いたら、あれは大型のサルの捕獲おりですと、遠くの丘の上にあったやつを見て、大型なんだなというぐらいしか見ていないもので、詳しく扱いかさういうことは私も分かりませんが、二つほどちょっとどういうものかなということで質問させていただきますけれども、このサル用大型捕獲おりの設置に関しては、どのような形で猟友会に任せていくということについてはどうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

町長が答弁しましたとおり、群れごとの大量捕獲が期待できる大型捕獲おりの導入を検討していきます。

先ほどの移動式の捕獲おりにつきましては、猟友会員が活用しやすい形で、設置時期、それから場所、費用などを、運用方法を含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） よろしくお願ひいたします。猟友会とも話合ひをして、一番効率のよいような方法でお願ひいたします。

それと、もう一つは、サルが集団でおりの中に入るようになるには、かなりの日数が必要と思われまふ。その間の食材として、まき餌の費用面についての考え方についてお伺ひしますが、どうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） その点につきましては、先ほど申し上げましたけども、設置場所とか場所、費用も含めまして、運用方法も含めまして検討してきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 町内で家庭菜園を健康維持と毎日の楽しみにされている方にとっては、願ってもいない施策ですので、ぜひ進めていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、五つ目です。2019年にジビエが国の補助で全国的に料理メニューとして商品化されていたが、今日の状況はどのようになっているかお伺ひします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

町内におきまして、商工会が中心となり、鹿肉やシシ肉を使ったジビエ料理を開発し、一般の方々に提供できる飲食店が数軒あります。また、一部の猟友会員が実施していますジビエ狩猟ツアーにおいて、捕獲の体験を行いながら、ジビエ料理を味わうことができるイベントも開催しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） そうやって広めていただければ、ツアーなどで広めていただければ、大変ありがたいと思ひております。

私もちょっと調べましたけれども、一部の料理店では、ジビエでギョーザを作っているとか、鹿肉の天ぷらを出していますけれども、実際、売れるときとありますか、売れる流れは、状況は、土日に町外の若い観光客の皆さんが頼むというところにほぼ集中しているということです。土日だけですね、町外の。都会から来る若い人が面白いと思ひて頼みに来る、注文される、そういうような流れですので、まだまだ日常で町民の方が食べるという感じには至ってはいないのかもと思ひます。

それと、5番においては、解体処理施設ということですが、元はと言えば、猟友会の会員

の方から、解体処理施設を設備してもらえるように行政に話を進めてほしいということで、お話しさせてもらっております。食品衛生法の関係上、解体処理施設で処理したジビエでないと、商業的に流通できないこととなっており、猟友会会員なら自由に使える解体処理施設があれば使いたいときがあるといった声を聞きます。

料理に使いたいということで頼まれることがあるということだと思いますが、販売に関して急な依頼など、ちょっとしたことで不便を感じているとのことだと思います。猟友会会長さんとの意見交換の場でも、そういった施設があれば助かると伺いましたので、今後、検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

要望につきましては、直接まだ入っておりませんが、猟期が終わった段階で、猟友会と協議の場を持ちたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） よろしく願いいたします。そういった場を持って話ししていただければ、先ほどのサルの捕獲報償金の上乗せの話とか、今言った件に関しても、そういう施設はやっぱりちょっと自分たち、全然、商売上売ることができない現実がありますので、欲しいという話は必ず出ると思いますので、また話合いをしていただきたいと思います。

これを今、私がちょっとあわせて、猟友会のほうの人たちも欲しいと言いますけれども、私自身の考えは、11月に島田市と川根本町との共催で、大井川流域の観光振興をテーマにしたシンポジウムがありまして、DMOの設置などにより、大井川流域を一つのエリアとして国内外に売り込むとの講演でした。四、五年先に、多くの観光客が来るようになり、地元の生活などを体感したくなれば、伝統的な食材として、ジネンジョやジビエなどの需要に応えられる体制も必要かとの考えもあり、このような施設も今から心配しておくべきかと考えますので、今後、猟友会とも、そういった長期にわたった展望で考えていただければと思いますので、この点については、またその話合いの中でよろしくお願ひしたいということです。

次に、六つ目です。6月の一般質問の際、捕獲数上位の猟師の方は、多大な貢献をされています、このような方たちを町全体で感謝の気持ちを表すために、功労賞を設けたらどうかと提案させてもらいました。関係者から意見を伺いながら、施策を検討していきたいと考えておりますとのことでした。当時、私は事務局だけに素案を提出しておきましたが、内容の部分で、まだ猟友会に話を打ちかける段階には至っていないと、自分なりに理解しているところであります。

猟友会会長さんからは、功労賞的な感謝の表彰は、金額云々ではなく、猟師にとって励みになるからありがたいと伺いましたので、内容の部分を含めていただき、ぜひ進めていただ

けたらと思いますが、いかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

議員が言われますように、功労賞的なものについてですけども、年間表彰などを一つの手法として考え、御苦労されている会員が励みとなるように進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） ぜひよろしくお願ひいたします。

被害に遭っている一般町民においては、誰が多く有害獣を駆除しているのか、誰が私の大事な家庭菜園を守ってくれているのかも分からない状況では、感謝の言葉やお礼も言えないと思います。頑張っている方たちの存在感を上げることが、今後の猟友会の存続につながると思いますが、この点はいかがですか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

そうした積み重ねが猟友会の存続につながっていくと考えております。今後、地域内での存在感を前面に出すことができる手法についてですけども、猟友会との協議の中で話し合っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 令和6年度猟期明け、話し合いを持たれるということでしたので、来年度は積極的に話し合いをしていただきまして、より一層、猟友会を盛り上げていただければと思います。

最後に、町民の幸福度を上げることは、行政に与えられたミッションの一つだと思います。健康寿命維持にもつながる家庭菜園が私の生きがいだという町民のために、有害獣退治に一層の御支援をお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、大竹勝子君、発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、日本共産党の大竹勝子です。

通告に従い、私は今回大きくは三つの問題について質問いたします。

1点目は、第8期介護保険計画が今年度で終わり、来年度から第9期に入ることをめぐる問題です。

介護保険制度では3か年を1期として各期ごとに事業計画を策定し、保険料についても計画期間内は一定の水準を維持し、各計画に入る前に次の計画期間の保険料を定めることとしています。当然ながら、この決定に当たっては、それまでの事業実績状況をはじめとする様々な事情を考慮して定めることとなっています。

そこで、現在計画期間の9割以上が経過している第8期の介護保険事業計画の、令和3年から令和5年の進捗状況について伺います。

まず、この間の要介護及び要支援と認定された被保険者がどのようになっているかという点をお示し願います。年度を追って、被保険者数と申請者数、段階別の認定者数の推移、トータルの確定率も願います。

次に、提供されたサービスについて、居宅、施設入所、地域密着型、それぞれについて介護給付費、介護予防費の実績を伺います。

さらに、特別養護老人ホームあかいしの郷の待機者は、どのようになっていますか。待機者の解消をどのように考えていますか。

次に、この間、介護人材不足に対処するために行った研修などの成果はどうだったのかを御説明願います。

続いて、来年度から始まる、現在策定中の第9期介護保険事業計画について伺います。

一つ目に、収入が少なくサービスの利用を控えている人をどのように支援する計画か、伺います。

このところ生活必需品の値上がりが著しく、その一方で、高齢者の最も重要な生活の糧である年金については、政府が固執するマクロ経済スライド等の影響で目に見えた目減りが続いています。こうした中、介護保険を利用したくても利用料を払う余裕がなく、要介護認定すらちゅうちょするといった方も少なくないと聞きます。これが放置されれば、文字どおり保険あって介護なしの状態になりかねません。

そこで私は、第9期においては主に経済的余裕の乏しいお年寄りの方々に対して、お金の心配なく必要な介護が受けられるようにする対策を思い切って強めることがどうしても必要だと考えます。町長はこの点について、どのような対策を講じようとしているのか伺います。

二つ目に、65歳以上の介護保険料が改定されますが、当町は令和4年度決算において、介護保険の支払準備基金が1億6,000万円余ため込まれています。これは今年度の事業実績によってはさらに大きな額に達する可能性もあります。第1号被保険者一人当たりでは5万円を超える大きな金額に上っています。そもそもこの基金は、保険料の水準を3年間にわたって維持することと、保険給付に要する金額が年々増加する傾向にあることを前提に、最初の

年度は余剰を積み立て、2年度は積み増しも取崩しもせず、3年目は1年度に積み立てられた基金を取り崩して給付に充てると制度設計の下に設けられています。

第8期の最終年度である今年度末においては、全て取り崩すことが制度上は予定されているものです。その残高が第1号被保険者に係る保険料の10か月分、年間保険料の8割以上の大きな額に達しているのは、現在の保険料が本来必要とされる水準に照らし過大となっていることを示しています。

当町においては、ここ2期ほど保険料を据え置いています、このような傾向は続いています。コロナの影響が大きく影を落としているだけでなく、生活必需品を中心とした厳しい物価高騰も続いていて、現役時代以上に困難な暮らしを強いられている高齢者の負担を可能な限り低減することは、町民の暮らしに最も身近な行政である町政の運営に当たっては、最優先で取り組まなければならない重要課題だと私は考えます。

基金を将来的な保険料に引上げを抑える原資と説明して温存し、年金が頼りの高齢者に過大な負担を強いるのではなく、今こそ高齢者の暮らしを守るために活用して、保険料を下げるべきです。町長の懸命な決断を求めたいと思います。

大きな二つ目の問題です。これまでの質問でも取り上げた問題ですが、来年度予算の編成作業が大詰めを迎えている今、町長にはぜひ来年度から学校給食費の無償化を断行する意思を示していただきたいと思います。前回の質問の折にも触れたところですが、子育て世代の経済的負担は、かつてなく重いものとなっています。

こうした中、政府も異次元の少子化対策を目玉政策の一つとして挙げています。また、全国的にも給食費を無償化する自治体が急速に増えてきています。そもそも憲法第26条においては、義務教育は、これを無償とすると定めていて、決して授業料に限って無償にするとは書かれていません。

また、学校給食は食育といった言葉にも見られるとおり、厳然とした教育の重要な一環です。確かに子供に肩身の狭い思いはさせたくないということから、給食費を滞納する保護者は決して多くありませんが、昨今の経済情勢などを考慮すると、この負担を非常に重く感じている親御さんは少なくないと考えられます。町長は9月議会での一般質問において、この問題について前向きに検討すると答えられましたが、ぜひこの場で前向きに検討した結果をお示し願いたいと思います。

最後の問題です。先月の29日、第2回の大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会が開かれました。本年当初の段階で、大鐵側から復旧費用の概算額として19億円余の額が示されていて、この点についてはこれまでの全協の場においても報告されています。

1日に開かれた全協の場では、この金額について22億円に増えたことが報告されました。また、これは運行を再開させるために最小限必要な額で、安全対策のための経費は別途必要になるとも説明がされています。さらに、費用負担については、大鐵側が22億円余のうち8億4,000万円と、国と地方がそれぞれ6億8,000万円を負担する建前となっているといった報

告もされています。

町長は、この大鐵本線の運休が長期化している問題について、どのように対処しようと考えておられるのでしょうか。そして、そのために町としてどれだけの費用をどのような財源対策によって負担するお考えかといった点も含めて、この問題を打開するための道筋をどうつけようとしているのか、明確なお答えをいただけますよう期待して、私の今議会における演壇からの一般質問といたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 大竹議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、第8期介護保険事業計画の進捗状況については、後ほど高齢者福祉課長からお答えをさせていただきます。

二つ目の第9期介護保険事業計画策定についてお答えします。

まず、収入が少ないことを理由にしたサービスの利用控えが発生しないよう、それぞれの状況に応じた必要なサービスが提供されるよう、引き続き対応してまいります。

二つ目の65歳以上の介護保険料の改正については、現在、国において標準的な保険料の段階を見直すとの情報があります。次期の介護保険料算定は、その詳細が示された後となりますので、現時点での回答は差し控えさせていただきます。

二つ目の給食費です。一つ目、二つ目、まとめてお話をさせていただきます。

御質問にある無償化に関しては、国の施策や町の財政状況を考慮し、これまでも保護者の負担軽減に向けて担当課へ指示してきたところです。令和5年度においては、物価高騰の影響を受け、給食費を増額しなければならない状況ですが、本日この後、上程する令和5年度一般会計補正予算（第7号）において、保護者の負担を軽減したいと考えております。

保護者の皆様が安心して子育てができるよう、小さな町だからこそできることを皆さんにもお約束しながら、これからも進めてまいりたい。来年度予算反映につなげてまいれると、そんなふうに思っております。

3番目の大井川鐵道に関する質問にお答えします。

12月1日の議会全員協議会において、第2回大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会の会議内容を報告しました。その際にも説明しましたが、調査結果を踏まえ、改めて災害復旧等に係る費用が提示されました。今後については、全線復旧に向けて提示された課題について関係機関と協議してまいります。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） 最初の質問にお答えをいたします。

第8期介護保険事業計画の進捗状況についてお答えいたします。

①の要介護、要支援の認定率の変化に関しては、計画では3年間を通して要介護が16%、要支援が3.4%程度としていました。これに対し、令和3年度実績では要介護が16.3%、要

支援が3.2%、令和4年度実績では18.3%と2.9%となり、令和5年度ではこれが19.7%と2.4%となる見込みです。

2番目の居宅、施設、地域密着型等のそれぞれのサービスにおける介護給付費、介護予防費の実績については、令和3年度の介護給付費の実績で、居宅介護サービス費が3億7,212万円、施設介護サービス費が5億637万円、地域密着型サービス費で1億9,338万円、介護予防費では居宅介護予防サービス費が1,520万円などとなっています。

また、令和4年度では、居宅介護サービス費が3億8,131万円、施設介護サービス費で5億3,652万円、地域密着型サービス費で1億9,442万円、介護予防費では居宅介護予防サービス費が1,476万円となっております。

三つ目の質問です。特別養護老人ホームあかいしの郷の待機者についてですけれども、施設に問合せをしましたところ、11月末の時点で74名との回答がありました。

介護人材不足のため行った研修の成果については、本年度行った2回の介護職員初任者研修は、町内介護施設での就労を希望する方々を中心に19名が受講されました。介護人材不足への対応に一定の成果は得られたと考えています。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 特別養護老人ホームへの入所は要介護3からとなっています。独り暮らしや要介護3以下で低所得のため町に特例入所ということで、あかいしのほうに入所されている方がいるということでしたが、具体的にどういう方が入所できることができますか。この条件でこれからもそのような方が入所できますか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） ただいまの御質問ですけれども、特養の入所につきましては、独り暮らし等の介護者がいないような特別の事情が勘案されていると承知をしております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 収入がほとんどない方というのも入所できますか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） 収入の多寡が特別な事情に当たるかという御質問かと思いますが、そのあたりのことを詳細に承知しておりませんので、ただいまお答えすることができません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 現在、待機者が74人ということでしたけれども、そういう方が優先的に入所できる条件は何かありますか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） 優先入所につきましては、施設でのお考えということではあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、独り暮らしのような介護者がいないような状況が勘案されるものと承知をしております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 介護職の就職が少なく、高齢化により離職者も増え、介護職の確保が難しい状況となっています。今年度行った初任者研修では何人の方が研修を……、19名と言いましたね。でしたが、その内訳というか、施設ごとに分かったら教えていただけますか、何人か。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） 内訳等につきましては、現在、資料を持ち合わせてございませんので、お答えができません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 先日、あかいしの方にお伺いしたんですけれども、この研修は期間が短く、介護技術のほうまでは至らなかったということで、ちょっと介護人材としては十分ではないというふうな評価を得られたんですけれども、これからヘルパー2級程度の技術を得られる研修などが、そういう研修をやっていただくとありがたいというふうなことでしたけれども、引き続き技術を身につけるような研修をお願いしたいと思います。

続けて、12月17日の新聞によりますと、国は他産業よりも低水準の介護報酬が、事業所の経営安定や職員の処遇改善を進める狙いで1.59%引き上げる計画を予定しているようですが、介護現場では人手不足で、基準が人員配置が少なく見積もられているため、基準に合わせるとやっていけず、当町の社協では基準よりも多い人数でよりよい介護サービスをしようと取り組んでいる状況ですけれども、やっぱり収支報告書を見ると赤字経営となってしまっています。

職員の負担軽減や働きやすい環境づくりを後押ししてくれるような町の援助が必要となります。社協だけでなく、福祉施設や介護施設全般に財政援助をお願いしたいと思います。

また、町職員の看護師とか保健師さんが、その施設に出向いての応援などをしていただけるような考えはありませんか、お聞きします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 社協と町の関係というのは、私、議員時代も指摘したところですが、昨今、昨年、一昨年と町の関係者と社協との話し合いの中で随分改善されてきたと思っております。また、職員も派遣していますし、社協のほうへ。今後、来年度以降、どうやって人事案件出てくるかちょっと分からない、まだ決めてないところがあるものですから、その辺は

改善に向けて、私も議員時代の問題点として指摘したことがありますので、町長になって徐々に進めていることは間違いないということです。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 何か以前行っていた町の就職相談会で、何人か移住者が入職してくれたというふうなことも聞いているんですけども、介護施設に入職してくれたということを知っているんですけども、移住者がすぐ住めるような住宅がないということをおっしゃられていて、移住者を受け入れる環境が不足しているのではないかと考えました。

今は何か空き家を買ってくださいというふうなところはありますけれども、若い人たちはちょっと買える金額ではないんじゃないかと思います。あらかじめ町で改修工事をして置いて、すぐ入居できるようにして、初めは安い価格で住むことができる家賃にしてもらって、長く住んでもらって、何年か後には希望があれば安く売ってあげられるようなことを考えられませんか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ここへ移住してこられて、そういった介護のお仕事に就かれる。すごい貴重なことでして、今後もしろいろな対応、今、空き家対策のこともありましたけども、住居、町営住宅もそうだろうし、いろんな提供の中で。昨年も一人、職員の中では移住して職員になった方もおられますので、そういった方にはいろんなことも、居住のほうは提供しながら今後、さらにすぐ住めて安価でという対応の中で、貴重ですので、介護職員というのは。どんどん高齢者の方も多し、そういったヘルパーさん全てにももっと優しい政治もしていかなきゃいけない、こんなことを私は思っていますので、ぜひその辺も検討してまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、戻ってしまいますけれども、先ほど改善されてきて、職員の派遣、事務職ですよね。ただ、私が言ったのは実務というか、現場で働ける看護師さんとか、もし誰もいなくなってしまうときとか、そういうときには町から派遣していただくとありがたいと思うんですけども、そういうお考えはありませんか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほど改善と言ったものですから、その分だけをちょっと私、お話をさせていただきました。

なかなか難しいところだとは思いますが、町からの派遣。いずれにしろいろんな研修も受けて、こういったお仕事をやらなきゃいけないところもありますので、できるだけそういったことも含めて、注視しながらやってまいりたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今後、介護者が少なくなって、独り暮らしのお年寄りが増えてくるといことで、元気なお年寄りが少し介助すれば生活ができるという、介護まではいかないお

年寄りと一緒に住むことができ、管理者を置いて、生活相談員とか介護士とか介護福祉士などを置いたサービス付き高齢者住宅を提案したいと思うんですけれども、買物とか安否確認や生活相談ができるということ、また通院とか生活支援を行うこと、そして希望に応じて食事なども提供できるような施設が、そのような施設なんですけれども、これから国のそういう施設というか、制度に縛られないような、町独自でできるとよいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

本日の質問の通告は、介護保険事業計画についてということでありましたので、その観点からお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、今、議員がおっしゃられたような施設の具体的な新設計画もないことから、そのような施設を次期計画に盛り込む予定は、現在のところはございません。今後、高齢者福祉介護保険部会の皆様と協議を進めながら、必要であれば計画に盛り込んでいくような形にしたいと考えています。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 住み慣れた環境の下で必要なサービスを利用できるような施設ができれば、そういう暮らしを続けていくような住まいを考えたことなんですけれども、また考えていただけたらうれしいなと思えます。

本来、ため込んではいけない基金を、介護保険料の引下げに原資として使うことを再度求めていきたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） 介護給付費準備基金につきましては、議員から先ほど御指摘のあったとおりです。次期計画におきましては、十分に活用して適切な保険料設定、次期計画の保険料設定をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） また今年度も基金が増えるのではないか、その辺が分かりませんが、これまでは負担を今のお年寄りに負わせることになり、基金は計画年度には全額取り崩して、新しい計画年度はゼロから始めるべきだと思いますが、そのように考えていてよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、お答えをいたします。

確かに今計画におきまして、今年度、随分介護給付費が伸びておりますので、幾ばくかの準備基金を取り崩さなくてはならない状況にあることは、議員のおっしゃるとおりでござ

います。ただし、まだ年度途中でございますので、その規模につきましては現在のところお答えすることができません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 分かりました。

次に移ります。

県内でも学校給食費を無償化してきている自治体が増えてきています。夏休みの給食がないときでも、食費の負担を軽減するために食費支援金を給付した自治体もあると聞いています。予算的にも約2,000万円あれば無償化できると考えられますが、ぜひ予算化していただけますようお願いいたします。

9月議会の一般質問で、私だけでなく、藤田議員と中澤議員のほうからも保護者の負担軽減を求めていましたが、この異常なまでの物価高騰を考えたとき、来年度予算にぜひ無償化を取り入れていただきたいなど強く求めます。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にありましてとおり、町長のほうから国の施策、町の財政状況を見ながら担当課のほうで検討しなさいという指示を受けたところでございます。まだ予算編成中でございます。具体的な内容は申し上げできませんが、やはり財政状況などを担当各課と検討しながら、令和6年度に向けて協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。

次に、大鐵の問題ですけれども、2回目のあり方検討会に私たちが提案していた大井川の堆積土砂の運搬を大鐵の活用を求めた提案してきていますが、その提案は、会の中ではそういう発言が出てきたのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） お答えします。

第2回のほうは全協でも説明させていただいたように、まず復旧等の議論でありまして、その議論は出ておりません。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私たちも国交省に出向いていったときには、この提案に対して町全体が一丸となって取り組めば、何か受け入れられるように感じられる反応でした。単なる補助金の要請よりも実現性や持続性が高いと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 現在、あり方検討会において、まずは復旧のことを議論さ

せていただいております。以上のことから、先ほど町長が申しましたように、全線復旧に向けた課題等、また前回示された費用負担等々について、様々な課題について検討してまいりたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 次に、道路交通に負荷をかけずに架線環境の改善が図られ、大鐵との運行と経営に安定化が図られ、地域環境の保全にも貢献できると考えますが、どう思われますか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 先ほども申し上げたように、現在につきましては、まず全線復旧に向けての課題ということでございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） それでは、どのような形で早期運行の再開と安全な経営を安定させたいと考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 繰り返しの答弁になりますけれども、どのような形というのは、今、与えられた課題について、早期に関係機関と話をしていきたいということでございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 現実的で具体的な打開策を構えて臨むことが不可欠ではないかと思うんですけれども、これから町としてどのような対策を提案していくつもりでしょうか。大鐵に対してどういうふうな考えでいますか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 野口議員のときにもあったかと思うんですけれども、これからはやはり早期復旧に向けて、関係機関、特に大鐵さんとか、先日、全協でお示しした内容がございますので、その役割分担とか等について、やはりあり方検討会、関係機関と相談をしてみたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 国とか県に求める考えは持っているとは思いますが、何かちょっと行動がちゃんと見えていないというか、動きがちょっと分からないんですけれども、その辺はどういうふうに考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 動きにつきましては、全協のほうで、まずは要望活動とかさせていただいて、民間の方も署名の提出等々しております。先日の議会でもあり方検討会の動きで、以前の全協においては町、ほかのほうの町等の動きについては御説明させていただいたとおりでございます。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 動きが見えないとかそういったことは新聞等で、今度、鉄道の公共インフラ、これはやはりずっと考えてきて、これだけ金額が大きいということは、よっぽど慎重にやっっていかなきゃいけないということだと私は思っています、あり方検討会を中心に今、国、県、当町、島田市、大井川鐵道、そういった関係機関の中でお話しをしているんですけども、鉄道インフラの難しさ、何回もお話ししているんですけども、あれだけの災害があって、どう応えてやっていくか。大鐵でさえ8.4億円、それぐらいの数字を出して、今、費用のほうはいつているわけですけども。

そういった関係の中で、どう関係機関が一緒になって取り組めるかということも慎重にやっているものですから、やはり動きが見えにくいところも皆さんにあるわけですけども、先週も新聞等に出したように報告は必ずしてまいりますので、今後の対応、体制、その中で見極めながら我々もやっっていかなきゃいけない。

財源がないというのは皆さんも御承知のとおりだと思いますので、その財源確保さえ我々は我々の町として報告し、努めてやっっていかなきゃならんと思っていますので、皆さんもうんと御支援、御協力いただきたい、そんなふうな思いであります。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私たちが堆積土砂を排出するのに大鐵の活用をということでは、前町長の鈴木町長もそのようなことは言っていましたし、これからそういうふうな方向に持っていければ、大鐵のほうも経営も安定するのではないかと、それだけではないですけども、少しは安定するのではないかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 今、御提案のことについては、関係者の方がそう言われているということでしたらそういうことだと思います。ただ、現実的に技術論についてはまだ議論されてございません。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今後、そのような私たちの提案というか、そういうのは話し合いはされるでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） それにつきましては、何遍も繰り返しになりますけれども、まずは全線復旧というようなことを議論しておりますので、その先ということになるかと思います。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） これから、私が今、提案した方向で打開に全力を尽くすことこそが求められてはいると思うんですけども、議題になかなか乗ってこないということも見受けられるので、町として一丸となってやっていくようにまたお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は11時25分とします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎日程の追加

○議長（石山貴美夫君） お諮りします。

ただいま町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程（第3号）追加1のとおり、追加日程第1として議題にしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第3号）追加1のとおり、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◇

◎追加日程第1 議案第75号 令和5年度川根本町一般会計補正予算  
（第7号）

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第1、議案第75号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第75号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,800万円としたいものです。

今回の7号補正については、国から示された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を

原資として、低所得世帯支援のための1世帯当たり7万円の給付事業と、消費下支えを通じた生活者支援のためのプレミアム付用途別商品券の発行事業、また小・中学校及び保育園における食材費負担軽減事業を計上しています。

第2表の繰越明許費については、今回計上した事業のうち、現時点で年度内に完了が困難である見通しの1事業について繰越限度額を設定するものであります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



### ◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、明日12月19日午前9時に開会し、3名の一般質問を行います。また、第1常任委員会に付託した議案並びに追加議案の質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時28分

## 令和5年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第4号)

令和5年12月19日(火) 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第61号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第75号 令和5年度川根本町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 発議第 4号 大井川鐵道本線の全線復旧早期実現に関する意見書の提出について
- 日程第 6 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	佐々木直也君	2番	中野浩和君
3番	藤田至君	4番	中原緑君
5番	澤西省司君	6番	大竹勝子君
7番	杉山広充君	8番	野口直次君
9番	中野暉君	10番	中田隆幸君
11番	中澤莊也君	12番	石山貴美夫君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藪田靖邦君	副町長	秋元伸哉君
教育長	山下斉君	総務課長	山田貴之君
経営戦略課長	大村妃佐良君	経営戦略課参事	中野裕文君
デジタル推進課長	坂下誠君	税務住民課長	坂本喜弘君
くらし環境課長	梶山正幸君	健康福祉課長	森下育昭君
高齢者福祉課長	竹野克彦君	産業振興課長	澤口誠一郎君
建設課長	風間一章君	総合支所長兼観光交流課長	北村浩二君
教育総務課長	平松敏浩君	社会教育課長	大村泰子君
会計管理者兼会計課長	鈴木浩之君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋寛明

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は12月18日と同様ですので、御了承願います。

---

◎日程第1 一般質問

- 議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。  
本日は、中澤莊也君、佐々木直也君、中原緑君の一般質問を行います。  
順番に発言を許します。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

- 11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

まず最初に、質問をさせていただきます。

その前に、いろいろな皆さんも御存じの、今政治資金のパーティーの関系の裏金疑惑という  
ことで、連日マスコミをにぎわしているわけですが、ある議員は、それが慣習であったり、  
政党からの指示があったりというような答弁をされていますし、今日の新聞では安部派が不  
記載であるということを認めている。まず、本当に政治に対する不信、国民の信頼を裏切る  
背徳行為というふうに思っております。

政治家たるものというのは、よく言われるように、誠実さを旨にして、やはり信なくば立  
たずという論語の言葉があるわけですが、そういうことを旨に、やっぱり私も自分を見詰め  
直して、そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。

地域おこし協力隊の活用について、南アルプスユネスコエコパーク登録10周年に当たって  
の取組について、行政の考え方を問うものであります。

最初の地域おこし協力隊の活用については、3点について質問を行います。

町は、地域おこし協力隊を活用し、様々な地域課題の解決に取り組んできていますが、そ

の成果と課題をどのように捉え、今後その成果をどのように生かし、課題解決に向けてどのような取組をしていく考えであるか。

2つ目には、隊員が任期満了後においても、3年間で培った知識や経験等を生かし、この地で引き続き活動していくための支援が必要と考えます。町は過去においてどのような支援をし、今後隊員の定住促進のため、どのような支援を行っていく考えであるか。

3つ目は、多様化・複雑化する様々な地域課題に対し、的確かつ迅速に対応するには、高い専門的知識と技能は欠かせないものと考えます。これからの地域おこし協力隊の採用に当たり、方針等も含め、高い専門的知識や技能を持った者を採用の条件とする、そういう考えはないか。

以上、3点について行政側の答弁を求めます。

2つ目の質問事項は、南アルプスユネスコエコパークが登録10周年に当たっての取組について、2点の質問を行います。

1つ目は、平成26年6月に、川根本町を含む南アルプス地域が、豊かな自然環境とその自然を守り共生してきた地域の歴史文化が世界的に認められ、ユネスコエコパークに登録されてから来年6月で10年を迎えます。

登録の意義や理念、価値が地域住民にあまり理解されていないような状況にあると感じております。10周年を機に、再度地域住民を対象とした講座の開催やパンフレット等の作成配布を通して、地域住民の啓発を行っていく必要があるというふうに考えますが、行政側の考えを伺いたいと思います。

2点目の質問は、南アルプスユネスコエコパーク登録10周年記念事業として、我が町の強みとして捉えられていて、様々な施策の基礎となっております自然、それも豊かな自然を実体験できるような原生自然環境保全地域、難しいかもしれませんが、そういうところの探索ツアーや、自然環境の変化や生物多様性等の実態を知るため、町民自らが参加できる外来動植物や希少生物、植物の実態調査を行ったらというふうに提案をしたいと思います。

以上、2点について行政からの答弁を求めます。行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中澤荘也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） おはようございます。

それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の、地域おこし協力隊の1番目です。

地域おこし協力隊の活用に関する御質問にお答えいたします。

当町では、地域おこし協力隊制度を平成28年度から活用しており、現在の3名を含め、これまで5名が活動してまいりました。地域おこし協力隊は、町の抱える課題解決に取り組むミッションを受け活動するものです。

地域おこし協力隊における課題としては、隊員が3年間の任期途中で辞めてしまう事例があります。これは受入れ側である自治体とのコミュニケーション不足などが挙げられています。当町においても、当初は初めての受入れということもあり、コミュニケーション不足が見られましたが、現在では関係団体と連携し、活動環境の体制を整えています。

過去の2名の隊員については、活動後、町内の企業に就職または起業することで、現在も町内で活動しています。隊員が与えられた課題に取り組み、任期を終了した後にも引き続き町内で新たな挑戦をしていくことが、活動の成果を生かすことにつながります。また、地域の活性化にもつながりますので、そうした挑戦をこれからも支援してまいりたいと考えているところであります。

2つ目です。

次に、活動終了後の支援についてお答えします。

活動終了後についても、その経験を生かし、当町に残っていただきたいと考えております。起業するための支援としては、令和3年度に川根本町地域おこし協力隊起業等支援補助金を創設しました。また、既存の制度である川根本町起業及び事業継続チャレンジ補助金などを案内し、活用していただいております。今後についても、任期終了前に意向を確認し、町内での活動継続への支援をしていきたいと考えています。

3番目の、採用に当たり、高い専門的知識等の条件を付加することについてお答えします。

募集に当たり、町の課題解決などテーマに、公募を行います。そのために専門的な知識を有することが必要であれば、採用条件とすることは可能です。

大きな2つ目の1つ目です。

南アルプスユネスコエコパークに対する住民への意識啓発についてお答えします。

ユネスコエコパークは、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、文化的にも、経済・社会的にも、持続可能な発展を目指すモデル的な地域として登録されています。しかし、町民の皆様はその目的や価値が十分に浸透しているとは言い難い状況となっています。議員おっしゃるとおりだと思います。そのため、10周年事業としての記念講演会の開催や、御質問にある住民向け講座の開催、パンフレット配布を通して、南アルプスの豊かな自然環境と共に暮らしてきた人々の歴史、伝統、文化を未来へ受け継ぐべきものとして、改めて啓発してまいります。

二つ目です。

次に、探索ツアーや実態調査についてお答えします。

当町の豊かな自然に実際に触れていただく機会として、町民の皆様を対象としたツアーの実施は非常に有効だと思います。今後は、自然環境の保全のための規制を確認した上で、ツアーの実施、また自然環境の変化を知るための外来動物や希少生物の実態を調査する事業について計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、まず地域おこし協力隊の関係について、再質問をさせていただきます。

今、町長が答弁されたように、全体的に見て、最初はミスマッチがあつて、なかなかうまくいかなかった部分もあるということでありましたが、いろいろの分野で地域おこし協力隊を過去に雇用し、地域の課題等の解消に努めていらっしゃるわけですが、まず農林業における活性化ということで地域おこし協力隊を雇用した経過がありますので、観光、農林業、林業の活性化という面で、桑野山の製材所の有効活用等も図られたと思いますが、木工製品の開発、そのようなものについての成果というのですか、活用をした効果というものをまず説明をお願いしたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

産業振興課関係ですけれども、平成29年10月から令和2年9月までの3か年在籍をしていただきました。主な活動につきましては、桑野山貯木場の有効活用ということで対応していただきました。

退職後につきましても、町内に在住され、起業及びチャレンジ補助金を活用して、在籍時に培った製材、木工加工等の技術等を生かし、今はリフォーム業等を営まれていると聞いております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 次に、観光業であります。観光の課題として情報の発信がなかなかできていない、新たな観光資源の発掘が必要であると。それと体験ツアーの企画立案、そういうものが需要であるということで、現在二人の地域おこし協力隊の方が活躍しているわけですが、その辺についての成果、課題について説明を求めます。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

まず、観光に関する地域おこし協力隊の活動についてでございますが、令和3年から2名の地域おこし協力隊を任命し、主に観光情報の発信と体験プログラムの提供等を任務として活動をしていただいている状況でございます。

ジビエを活用した集客事業の企画やプロギングの開催をはじめ、地域の人々と連携し、マルシェやワークショップを行うなどの取組も積極的に行われている状況です。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 部門別でありまして、川根高校の魅力化ということで、教育委員会サイドにおいても、地域おこし協力隊の方の力を借りて、川根高校の魅力化の促進に努めら

れていると思いますが、その成果と課題について説明を求めます。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

川根高校魅力化に向けた取組と、留学生の自立支援のサポートをお願いしているところがございます。また、総合的な学習、地生学などの授業におきまして、川根高校と地域の連携事業のサポートを行っていただいております。

今年度、日本青年会議所主催の第1回全国高校政策甲子園に川根高校の生徒が出場し、全国で10校に選ばれるなど、大きな成果を挙げていただいております。

課題としましては、今年度で任期が終了しますが、後任の方が現在見つからない状況でございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） るる、農林業、観光業、教育委員会、成果等を報告していただいて、また課題も、後任者が見つからないという課題はあったわけですが、地域おこし協力隊となかなかコミュニケーションが取れていなかったということではありますが、これは現在いらっしゃる二人の地域おこし協力隊の方たちは、このような形で答えておりますので、少し紹介をさせていただきたいと思っております。

山下さんについて、活動の中で行政とのやり取りや仕組みで困ったことがあるかというようなことをお聞きしたところ、協力隊1、2年目は、活動予算がうまく取れずに活動内容に制限がありましたが、3年目では四半期ごとの概算払いに改善してもらい、活動がスムーズになりましたということでもあります。活動中、こうあったらいいなと感じたことがあったかということですが、いつも誰かに相談できる環境を手配してくださったおかげで、特に要望や不満はありませんというようなことをおっしゃっております。非常に担当者と密接な関係を持って、地域おこし協力隊が活動しやすい環境をつくってくださっているのかなというふうに感じております。

やはり任期が終わった後のことが一番重要になってきますので、定住していただいて、定着していただくには、その支援、先ほど町長がおっしゃったように、任期満了後の支援というのは欠かせないと思っておりますが、彼は、協力隊の活動中には、ガイドとして新たなプログラムを企画、実行したり、今まで行われてきたものを習得したり、観光の接客を中心に行ってきましたが、ガイドに限らず、マルシェやプロギング等を立ち上げたイベントを様々実施してきました。任期中に家族ができたので、これからも川根本町で培った技能とか知識を持って活躍していきたいというふうに結んでいます。

もう一人の渡辺さんについても同じような内容で、やっぱり役場との関係においては、活動内容を理解してもらっていて、特に困ったことはありませんと。非常にいい関係を構築していらっしゃるということが分かります。

ですので、これをこのような関係でミスマッチがないように、例えば協力隊が来て、こういうことをやりたいけど、行政との間にギャップがあるということが過去にあったと思うんですが、そういうことがないような形で今後とも指導をしていただきたいと思います。

地域おこし協力隊の活動は様々あって、山下君がやっている活動とか、渡辺さんがやっている活動とは、いろいろ狩猟のツアーをやられたり、新しいことに取り組んでいる。そういう成果、分かるわけですが、それが一般の町民ですか、私たちには見えにくいところがあったり、見えないところがありますので、その辺のことについて、どのように行政は考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議員おっしゃるとおり、お二人ともマルシェやってくれたり、プロギング、またワークショップ、私も課長連中も、そのたびに行っているいろんなことを見てもらっています。今後も、そういう体制の中でつくり上げていかなきゃいけないなと思っています。

いろんなイベントごとも全部全てそうなんですけど、そういったことの中において、渡辺さんもそうだし、ジビエという新しい開拓の中で、牧之原から来ていただいた。もう一方は掛川でしたっけ。そうやってここの町を愛していただいて、いろんなことに取り組んでいただけるということは本当にありがたい話で、これからもそういったイベントごとがあるときは率先して出ていただきたいし、本当、今いい連携の下でお二人とも我々もやっていると思いますので、この環境を引き続き続けてやってまいりたい、そんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） お互いの信頼関係の下で、地域おこし協力隊を地域の一員として認め、そして地域の課題に取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

地域おこし協力隊の中で、彼らの提言とか提案、そういうものが施策として反映された例があるのか、その実例について説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 地域おこし協力隊の活動の中で提言があったことについて、事例があるかという御質問にお答えします。

まず、情報発信等につきましては、やはり観光課の中でも、あまり知識がないというところがあるんですけども、隊員の発案で、いわゆるSNSとか、そういった媒体を使った積極的な情報発信を提案され、ふるさと祭りをはじめとするイベントとかで集客に資するような取組を提案されて、採用した事例がございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 林業の活性化ということで、いろんな大井川材を使った製品の開発というのは、以前、田代さんでしたっけ、という方が地域おこし協力隊にいらっしゃったと思うんですけども、その人が何か木を削ってスプーンを作るような、そういうことをやられていたというふうに記憶しておりますが、何か地域おこし協力隊に来てもらうには、各地

区の例を見ると、新しい商品の開発とか地場産品を生かしたものの、そういうものを新しく、自分の、新しいその物産、特産品として開発していく事例が見られますが、そういうものが過去にあったのかどうか、説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 今、議員おっしゃったのは、多分第1期の田村さんだと思います。スプーンを削るようなところで、商品化というか、ある程度作って、本人が藤枝のほうのイベントに行ったりとかということで、売った実績はございます。それが木工品の実績ということですけども、彼1年で終了して、町内の企業に勤めております。その後、鈴木さんが引き継いで、貯木場を起点としてやってございますので、商品としてはスプーンでございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり地域おこし協力隊の若い人の感性とか、外からの目、そういうものを入れていって、新しい製品の開発をするということは非常に大切なことではないかと思っておりますので、採用に当たっては、そういうことも一つの条件として見ることも必要ではないかというふうに考えます。

次に、交流人口とか関係人口、そういうことを増やしたいという思いで、多分、観光にしても、林業にしても、地域おこし協力隊を採用しているかと思えますけど、そういうふうなことで地域おこし協力隊を採用した効果として、交流人口の増、関係人口の増に、著しい変化はなかったと思えますけど、何らかの変化があったというふうに捉えられているのかどうか、伺いたいと思えます。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 御質問にお答えします。

例えばの例ですけど、先ほど観光のお二人がでございます。その方たちが情報発信として、経営戦略としても、東京のイベント等に、例えば美しい村のイベントがあったときに、昨年ですか、狩猟の女性陣3人で行って、結構人気があったというところと、そういうことの宣伝をしていただいたりとか、その方たちが友達というか、そういう方たちを結構川根本町を紹介して来ていただいたりというところで、数字的には把握しておりませんが、実感としてそのような広がりが出てきているというふうに感じております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり交流人口、関係人口を増やすというのは、地域おこし協力隊の人たちの力を借りてやる、それが成果として表れてくるのが、やはり一つの雇うほうの成果ということでの考え方であって私はいいんではないかと思うし、それが地域おこし協力隊の活用につながるのではないかというふうに思います。

経済的な効果という面についてはいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、大村妃佐良君。

○経営戦略課長（大村妃佐良君） 経済的効果という数字的なのは持ってごいません。ただ、先ほど観光交流課長も申しましたように、観光的にはツアーを地域おこし協力隊の隊員でないときとか、個人的にも企画しておりまして、何件か又とかジビエとかやっていたいるものですから、そういう面では宣伝等はされていて、来ていただいているというふうに感じております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今言いましたように、提言が町の施策に反映されるか、交流人口、関係人口の変化があったのか、経済の活性化は図られたのかと、これは大きな、地域おこし協力隊を活用するに当たって重要な観点だというふうに思いますので、正確に地域おこし協力隊の方を活用したことによってこういう効果があるかということは、今後つかんでおく必要があるというふうに私は考えますので、次回からこういうことにも注意しながら、地域おこし協力隊の効果、成果というものをみていただきたいというふうに考えます。

最後に、地域おこし協力隊について、静岡新聞の12月13日の記事で「地域おこし協力隊終了後も定着8割」という記事が載っていたのは皆さんも御存じだと思いますが、森副知事が「隊員のさらなる増加と定着を促進するため、「隊員が気楽に相談、交流できる環境整備が必要」と指摘」、これについてはちょっとネットで見たわけですが、西伊豆は多くの地域おこし協力隊の方の力を借りて町の活性化に努められている。その中には、ドローンの知識を持った方が来て、スキルを高めて、さらに町のために活躍する、そういう事例があるわけですが、その中で旧の幼稚園をそういう地域おこし協力隊の方のコミュニケーションの場として利用しているという事例があります。

そのような中で、私たちの町も今学校の統廃合があり、そういうような利活用を検討しておりますので、そういうものを一室を使って、そういう人たちの交流の場をつくったらいかがという、考えはないかということも提案をしたいというふうに思います。

と指摘して、過疎地域の担い手確保と安定した雇用の創出を目指す特定地域づくり事業協同組合、これは以前、私、若者とか移住者が定住するためにやはり必要ではないかという提案をさせていただいて、一つの方法としてこういう組合の設立も考えていくよという御答弁をいただいたということを記憶しておりますが、そういうものを隊員の定着にも有効として考えて、県内での設立を後押しする考えを示したということで、これは平成27年のときの定例会の当時の町長、鈴木町長の答弁であります。新たな就業の場の創出や若者の交流する場の提供など、若い世代が定住しやすい環境整備を進めていきたいと考えているという答弁をされています。この辺について、行政側の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 西伊豆のお話ししたんですが、私も議員当時、そののところ、皆さんと行った記憶があるんですけど、やはり定住というのはなかなか、平成27年、当時の町長、そうお答えしたということで、私もそれは全然変わっておりませんので、引き続きいろんな

思いの中で、どうやったら定住できるか、廃校の話も議員、今おっしゃいました。その中で、協力隊がどう地域の皆さんと関わり合って、さらに自分も高めていけるか、そういったことを繰り返しの中で、これからも地域おこし協力隊に来ていただける皆さんには、連携しながら努めてまいりたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今触れました、特定地域づくり事業協同組合の設立という考え方について伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） また各課ちょっと話をし、そのことも努めてどうするか、また検討してまいりたいと、そんなふうにあります。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、2番目の南アルプスユネスコエコパークの10周年に当たっての取組について、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長が、探索ツアーとか、生物の多様性を知るため、環境の変化を知るために動植物の調査等も考えて計画をしていきたいという前向きな御答弁をいただきました。その中で、私もエコツーリズムに少し関わっておりますので、その仲間で非常に鳥に詳しい方がいらっしゃいます。その人から提案を受けて、私もそのように感じているわけですが、町の強みである自然、それはいろいろな施策の基礎でありますし、まちづくりの基本であります。川根茶、温泉、自然、それを3つの重点戦略として位置づけて、まちづくりに努められています。その1つの自然が壊れてしまうということは、まちづくりの基本が壊れているということになるかというふうに思いますし、自然環境が悪化するということは、私たち自身が住みにくくなるということにつながってくると思いますので、やはり自然の変化というのはしっかり見ていく必要があるのではないかとこのように思います。

一つ提案であります、これは皆さん御存じだと思うんですけども、ヤマセミという鳥です。御存じのように町の鳥になっています。レッドデータブックの中にも、このままではいなくなってしまうよという、そういうような絶滅危惧種になっているわけですが、この鳥も土砂の堆積によって魚がいるふちが埋まったり、護岸工事によって堤防が造られるわけですが、その土手がコンクリで固められてしまうと、崖のところに横穴を掘って、そして子育てをする鳥であります。豊かな自然の象徴なんです。だから、こういう鳥がここ数年見えなくなったという事実があるそうです。ですので、やはりこういう鳥を町民全体がどこかで見つける、見つけたら報告して、それを何らかの記録として残しておくということは、非常に大切なことではないかというふうに思いますが、このヤマセミの調査というものを町ぐるみで、特にこれは学校の新学習指導要領ですか、それに子供たちの環境教育というのがあるわけですが、そういう取組をしたらいかがでしょうかという、これは提案なんです、そういうことで取り組んでみたらというふうに思いますが、町の行政側の考えを伺いたいと思

ます。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

ユネスコエコパーク10周年を記念いたしまして、町のほうとしても、来年度の予算を要求するに当たりまして、そういった町の鳥であるヤマセミを見かけなくなったということで、そういった環境に関する学習でございますとか、調査をするような事業を進めていきたいという考えがございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ぜひ、そういう取組をお願いしたいと思います。

学校教育における環境教育という面から、教育委員会の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 中澤議員、すみません、ただいまの質問なんですが、ヤマセミに関しての取組ということでお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ヤマセミということではなくて、例えば以前、鈴木正文さんの指導を受けて、子供たちが水生昆虫を調査したり、アカザという、ほとんどいなくなった、昔はオーバーサシといった魚がいたわけですが、そういうものの調査を過去にやった経過があるものですから、そういうものを環境教育の一つとして取り組んだらいかかという、そのことについての考え方を伺いたいということでもあります。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大変失礼いたしました。

各学校におきまして、環境教育というのを総合的な学習や社会科等の授業で取り組んでおります。具体的な内容としましては、今年、本川根中学校ですが、県の補助を受けまして樫島ロッジのほうへ1泊しまして、なかなか体験できない体験をして、その中で自然と触れ合っただけで様々な環境についての勉強をしてきたところでございます。

それ以外にも、資料館やまびこのほうに出かけまして、そういった動植物の勉強であったりとか、そういった形の環境教育を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それで、もう一つ、以前、南部小学校のとき、子供たちが山林に触れるというのですか、山のことを知るという機会を設けた緑の少年団というのがあったと思うんですが、三ツ星小学校に統合したことによって、それがなくなってしまったのか、その活動は継続されているのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） その活動につきましては、現在も三ツ星小学校で、また本川根小学校でも継続して行っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私たちは、森と水の番人、番人というのはあまり、やらされるというイメージが強いものですから、守り人というような言い方のほうがいいかと思うんですが、として、この川根本町ユネスコエコパークに登録された、自然豊か、歴史文化のある町に住んでいるわけです。私たちはそれを子供たちにつなげていく必要がある。これから未来を担う子供たちにとって、環境の変化、生物の多様性というのは、肌で感じることは非常に大切だと思いますので、できるだけ学校教育の環境教育という面において、そのような取組をぜひしていただきたいというふうに考えますが、最後に教育長にその辺の考え方について伺いしたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） これからの未来を生きていく子供たちには、本当にSDGsということは今強く叫ばれておりますが、そのような視点で、全地球的に環境に目を向けていく、そのような教育は必ずしていかななくてはいけないことだと思っております。

そういう中で、まず足元の、地元の川根本町の豊かな自然が一体どんな状況に今あるのか、それからそれを守っていくためには、どのように行動していったらいいのか、そのようなことについては、確実に学校教育の中で進めていきたいと思っておりますし、地域全体で考えていかななくてはいけないと考えます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ありがとうございます。

まさに、未来を担う子供たちが環境に疎くてはいけないと思うし、そういうことが大切になってくると思います。それも、やはり私たち全体、地域全体で、もう一度ユネスコエコパークに登録された地域であるという価値、そういうことを意識しながら私たちは生きていく必要があるのではないかというふうなことを申し上げて、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで申し上げます。

本日は、川根本町議会傍聴規則第6条第2項ただし書の規定により、小学生以下の傍聴を許可いたします。

ここでしばらく休憩といたします。再開は9時55分であります。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時55分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） おはようございます。1番、佐々木直也です。

本日は12月19日です。皆様、お元気でしょうか。光陰矢のごとしとは言いますが、本当に月日が流れるのは早いと感じます。すっかり寒くなりました。季節の変わり目は体調を崩す方も多く、全国的にもインフルエンザがはやっているそうです。健康第一。元気があれば何でもできる。私は今日も元気です。

さて、日本記念日協会によると、本日は「まつ育の日」だそうです。まつ育というのは、1年間、毎日のメイクで様々な負担や試練と闘ってきたまつ毛をしっかりといたわってあげる日ということで、化粧品会社の方が制定した日だそうです。

ところで、まつ毛というのは目の上についていますが、目上の人にも物事をしっかり言うことも、議員の役割においてとても大切なことだと思っております。目の上のたんこぶと言われないように、しっかりと鵜の目鷹の目で遠くを望みながら、しっかり勉強した上で議員としての発言に川根本町の愛と信念を込めていきたいと思えます。

では、通告に基づき、一般質問させていただきます。

本日、質問は大きく2つです。

1つ目、令和6年度予算について。

来年度の予算を組むに当たって、重きを置いているのはどのようなことか、伺います。

1の（2）町長の任期において必ず達成したいことはあるか。また、その達成に向けての各課への予算の使途、事業計画の指示には具体的にどのようなものがあるか、伺います。

大きな2つ目、子ども議会の開催について。

（1）子供たちの議会や行政についての関心と理解を深めること、選挙の大切さを伝えること、あるいは子供たちが日頃疑問に思っていることや希望などを聞き取り、町政に反映するためにも、子ども議会の開催をするのはいかがでしょうか。

2の（2）1989年に国連総会にて採択された子どもの権利条約を基に、当町でも川根本町式の子どもの権利条例の制定を検討するのはいかがでしょうか。

以上のことについて、答弁をお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、令和6年度予算についてお答えします。

来年度、台風15号により被災した施設の復旧がようやく完了する見込みとなりました。復旧から復興へ踏み出す区切りの年だと考えております。

私の公約は、安心・安全、そして未来です。被災したインフラの再整備、新型コロナウイ

ルスへの影響から立ち上がり始めた主要産業の活性化など、町民の皆様に寄り添い、引き続き、安心・安全に暮らしていける町を目指し、令和6年度予算を編成してまいります。

次に、2番目です。

任期内における優先事業についてお答えをさせていただきます。

私は、行政は継続が重要だと、これまでもお伝えしてきました。まずは、合併時に策定した新町建設計画における主要事業を最優先して完成させたいと考えています。

町長就任後の町政報告会でも、町民の皆様にお話ししました義務教育学校、斎場、し尿処理場施設は、合併特例債が利用できる令和7年までの完成を目指してまいります。

2つ目の、子ども議会に関する質問にお答えさせていただきます。

10月24日、中川根中学校の生徒4名が役場を訪れ、総合的な学習活動の成果を報告してくれました。定住・移住に関する提案を含めた内容であり、中学生らしくすばらしいものであったと記憶しております。

小・中学校では、総合的な学習の時間に、ふるさとについてのよさや課題、未来について探求して学習を進めていると聞いています。その中で、子供の目から見た町への提言や思いを伝える場として、子ども議会の開催は大変有意義であると考えています。つきましては、令和6年度において試行的ではありますが、子ども議会を実施する方向で進めるよう、教育委員会に指示します。

2つ目です。

子どもの権利条例の制定についてお答えします。

児童の権利に関する条約が平成元年11月第44回国連総会において採択され、日本は平成6年4月に条約を正式に承認しています。この条約は、子供の権利の尊重及び確保の観点から、必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものであり、大きく分けて4つの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」及び「参加する権利」が定められています。

令和5年5月現在、全国64自治体が子どもの権利に関する総合条例を制定しており、県内では富士市が該当します。当町では、現時点で児童の権利に関する条約の理念を踏まえた、子供の権利を保障する規定がありません。このため、来年度策定する子ども・子育て支援事業計画の協議の中で、条例制定を含めて協議してまいります。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

来年度以降といいますか、町長が任期の間に達成したいことというのを聞かせていただきました。新町建設計画に基づいて達成したいことの内容が決められているといいますか、町長の中で優先順位が高いものというのとはよく分かりました。

その中で、町民の安心・安全であったりとか、今年度の予算3本柱の中に定住・移住ということがうたわれておりますけども、それについて、今年度から来年度にかけて、今年度の反省点だったりとか課題というものについて、来年度どうするかという部分で伺いたいと思

います。

まず、くらし環境課長へ質問させていただきます。町営住宅の件です。現在、町が管理する住宅について、空室については通年申込みができる状態にあるか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 町営住宅の空き家につきましては、定例的に2か月に1回募集をかけてございます。それ以外の期間につきましては、随時応募があり次第、入居可能という形で受付をしている状況でございます。ですので、通年での入居は可能となっております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） それについて、先ほどくらし環境課の窓口に募集をしていますかと伺ったところ、通年ではなく募集期間が定められていますというお返事がありました。この辺について今の答弁とちょっと異なるなと思ったんですけども、今課長がおっしゃったように、希望すれば希望のタイミング以外でも受付が可能であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 通年的な募集というか、通常の募集というのは約2か月に1回ですけれども、2週間の期間を定めて募集期間を設けて募集をしている状況でございますけど、それ以外のときについては、要は募集から募集の間の期間について、例えば入居希望があれば、そこについては随時受付をして入居対応をしている状況でございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） であると、移住という方は募集期間にいらっしゃるとは当然限らないわけで、移住、例えば教育のほうでやっていたら、経営戦略のほうでもやっていたら、里山の親子留学であったりとか、そういうものは、その募集期間と関係ないタイミングで当然事業をやっているわけですので、そういう方たちがこの町にやってきて、それに限らずいろんなタイミングでやってきたときに、入居したいよ、あの例のマザーポート移住という事業は今年度からやっていますけども、そういう方たちも来たときにすぐ入れるものがあれば入りたい。けども例えば3か月待ってとかだと、なかなか入りづらいと思いますので、すぐに入れる状態というのでぜひぜひ維持していただきたいと思いますが、町営住宅について、退去後、最短でどれくらいで入居できるか、あるいは修繕等がある場合は、どれくらいで入居できるのかというのを教えてください。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 退去後におきましては、やはりその部屋の使用頻度、それから経年劣化等ございまして、修繕の期間というのはちょっと様々困難な部分もございまして、通常であれば退去後、約3か月間ぐらいで修繕が可能かと思っております。ですので、それ以降であれば入居は可能になるかと考えてございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 予算3本柱、先ほど言った今年度の柱の中に、安心・安全な生活基盤の構築、これは先ほど町長からも答弁がありました、町長自身の、年間ではなく、御自身の考えの最優先事項としてあるということですね。それと、定住・移住の促進というのは3本柱である。この災害時の、今、若住に入っている方いますけれども、災害時の対応にももちろん対応必要です、今言ったように、移住希望の方にすぐ準備ができていたというのは重要なことだと思いますので、退去後3か月という、例えば民間のアパート経営者だったら絶対にそんなにかからないというものはあると思います。空き家をいかにつくらないで回転率上げるのかというのが、民間のアパート経営する方のもう当たり前の考えというのがありますので、ぜひ当町でも、災害の対応の観点だったりとか移住というものをうたっているのであれば、もっとできるだけ急いで、予算を多めに取っていただいて急ぐということを検討していただきたいんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今、災害の観点ということもあって、若住でたまたま、たまたまという表現はおかしいんですけど、空いているところで文沢の方々住んでいただいている。今後、限度があろうかと思うんですけども、いろんなことの中において、できるだけスムーズな観点で、すぐ入っていただけるように努力はしてまいりたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

次に、観光交流課長へ質問です。

1つ目、春夏秋冬観光集客事業において、今年度当初から様々な企画が計画されていましたが、現時点で、計画どおり、イメージどおりに進んでおられますか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えいたします。

春夏秋冬観光集客事業につきましては、一部事業を統合したりする事業はございますが、計画に基づいておおむね進捗している、そのような状況でございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 観光におかれる状況、特に大鐵の状況については、来年度も大きな変化はないと見られますけれども、今年度行った春夏秋冬観光集客事業について、来年度の考えはいかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えいたします。

今年度の事業の実施の効果を検証し、本当に効果的な事業を、また選択と集中を図りながら、春夏秋冬に切れ目なく観光集客事業を実施していきたいという考えで、予算要求をしていきたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今年度の、現時点でのいろんな御報告、全協等で伺いますけども、若干、後手後手に回っている、遅くなっているというような印象がございますので、観光業というのは、今の12月で言ったらもう既に夏の商品の検討が始まっているというふうなお話伺います。なので、春のことを今からやるというのは、もうちょっと手遅れぐらいのことではあります。

それはもちろん環境交流課長、御存じだと思いますので、ぜひ来年度のことというのも既に動き出すぐらいの前のめりの感じを、何とかリズムをつくっていただいて、まだ今年度は組織改編があって、いろんなごたごたがあったので遅くなってしまったという部分、大いにあると思いますので、ぜひ来年度は前のめりにどんどん、次はこれ、次はこれというのをやる。プラス、観光業者にぜひ今度こういうことをやるから協力お願いしますというような声かけというものを、観光協会と連携してやっていただくことによって、町の盛り上がりというのを目指していただきたいなと思います。

もう一つ、観光交流課長へ質問なんですが、先日、全協で川根温泉にバス停が新設されるというようなお話がありましたが、それに合わせて、川根温泉のところに集客の手というような、何か打つ予定がございますか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

川根温泉駅に関するちょっと集客ということにまでは、少し考えがまとまっておりませんが、そういった状況の変化に応じて、様々な集客事業を検討し、計上していかなくちゃならないというふうには考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひよろしくお願ひします。

次に、高齢者福祉課長へ質問させていただきます。

今年3月議会で、町民から補聴器購入への補助制度創設を求める請願が出され、議会として、そのときは不採択、否決しましたが、その否決の理由というのが、補助制度そのものに反対ではないが、単に補聴器の購入への補助をするのではなく、医師の診断を受けた上で購入のものに対する補助など、内容も検討することが最優先ではないかという意見がありました。つまり、補聴器が必要な方への何らかの補助は必要であるのは賛成だが、補助内容の精査が必要という結果でした。

この件は、請願審査特別委員会での審査後、不採択すべきものという委員会報告、そして議会での討論の後に不採択が確定したので、行政側の意見を伺う機会はなかったのですが、その委員会報告や討論の内容上、担当課は検討すべき事柄かと思っております。

3月議会からかなり時間が空きましたが、担当課である高齢者福祉課、課内で何らかのリサーチや検討は行われましたでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、県内及び県外を含む他市町の状況を確認している段階でございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひ引き続きよろしくお願ひいたします。

できれば、来年度予算に何らかの形で反映できるようになっていただくといいなとは思ったんですが、内容の精査ということが大切かと思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひします。

続きまして、産業振興課長へ質問させていただきます。

川根本町が8月末の全国茶品評会で、3年ぶりに産地賞を受賞してから4か月余りたちます。受賞後、菌田町長は、静岡新聞に「川根茶の高品質と伝統の製造技術が認められた証し。消費者の期待に応えられるように後押ししていきたい」と、コメントを発表しておりました。質問の1つ目です。

担当課として、町長の言う、消費者の期待に応えられるような後押しを狙った事業は行いましたか。お願ひします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

川根茶の高級煎茶ということで、関係機関と協議をしておりますけれども、茶業組合とか、あとは川根茶振協のほうで対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） お茶のことだから、ちょっと私言わせてもらうんですけども、産地賞取ってどうだったか。サミットにはボトリングティー出してもらったり、その後、連携した事業というのは、これからも続けてやっていくものですから、課長言ったように、JAさんもそうだろうし、茶業組合もそうだろうし、これからの糧として、来年に向けてもう生産家の人たちが動いていますから、それで今後も、先日も陳情行って、上川外務大臣、あの、静岡県の会長やっている、その中においといて、また新しいボトリング開発もやっていくということで報告もしてきました。

随時そういったこと含めて、あとは海外マーケット、それも来年度以降、今産業振興課のほうで考えながら取り組んでいる最中ですので、来年以降もお楽しみにしていただければと、こんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

産地賞は来年の全国茶品評会までは効果が継続しますので、そのように積極的にやってい

ただきたいなと思います。

今おっしゃったことが、まさに当町の産業の発展をつなげるために、農林課から産業振興課へ組織改編を行った理由かなと思います。産地賞受賞後、町長から具体的な事業の指示、あるいは数値的な目標というものは、課のほうに示されましたか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 数値的な目標は出していません。ただ、今言ったように、先ほど答弁したように、ここの町というのはお茶振興というのは大事なことです。そこは産業振興課を含めて各課連携の仕事、お茶は。どうやってマーケティングしていくか、そういったことの中において、これからも私がやっている限り、お茶は大事な振興の一つです。

今いろんなお茶あるんですよ。抹茶もあれば、いろんな類のお茶が幾らもあって、そのお茶をどう売るかということをお茶を皆さん心がけてくれて、正直、やっとな呈茶とか、茶茗館での呈茶、あとイベントごとで、各個人の方も呈茶に行ってくれるようになった。それ自体がちょっと茶茗館でやっている1か月に1回のイベント、ちょっと大変なところもあるかもしれないですけど、今私どもの町の生産家の方々が、そうしたところで自分のお茶をどう売るか、そういったこと、本当動き始めている。もっとずっと前から動いている人はいるんですけど、議長のように、いろんな方々がおられるんですけど、やっとな売り方、マーケティング、そこにしっかり取り組んできてくれているなど。私の先輩も後輩もそういった意味でよくやってくれている。そんな思いの中で、来年以降もそこは進めていきたいなと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ぜひ、もちろんこの町のお茶のクオリティーというのは非常に高い、全国トップレベルのものでありますし、それがまさに産地賞という形で公に示されますので、産地賞の効果がある間、もしくはもちろん来年も産地賞を目指していただいて、そのような町長の意気込みがより生きるように施策、事業をやっていただきたいなと思います。

では、これで予算についての質問は終わります。

2つ目の大きな質問の、子ども議会の開催についてということですが、先ほど町長の答弁で来年度試験的にやるよというお話をいただいたので、とてもうれしく思います。

ちなみになんですけども、ちょっと失礼かもしれないんですけども、どのようなイメージをしていらっしゃるかというのを教えていただきたいです。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） やはり、先ほど答弁したように、ふるさとについてどういった提言があるかなということ。私も議員のときに子ども議会やりましょうという、そういった提案もして、あのときはもっと雑だったかな。だから、今度はテーマ決めて、また教育長にも教育委員会にも言うんですけど、その中において、ふるさとへの提言。私らもここにおいて、私も答えて、その中で、時期がいつになるかちょっと分からないんですけど、本当それを予

算反映できたら、これほど子供たちがうれしいことないなど。そこも考えて、また教育委員会には指示を、指示は出すんですけど、そういったこと含めて内容を精査してやってもらいたいなと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

僕がお伝えしたかったのは、まさに模擬的な議会ではなく、しっかり子供たちの意見を聞いて、さらに言うと予算化をしていただきたいというところぐらい、何か本気の議会というものを子供に体験していただきたいかった。それに併せて、アクティブラーニングといいますか、学校現場のほうでこの町について本当に考えるというきっかけになりますし、政治というものは町のあらゆるものに関わっているんだということをより感じられ、選挙への意識の向上だったりとか、そういうものにつながるんじゃないかと思えますし、しいては町の愛着にも当然つながっていくということになると思います。

次の質問に移る前に、ちょっと古いといえば古いんですけども、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。2020年にユニセフから発表された、子どもの幸福度ランキングというものがございます。日本というのは、総合順位で先進国38か国中20位。子供の幸福度が20位です。その中で身体的健康というものは38か国中1位なんですけれども、精神的幸福度は何とワースト2位。体は健康なんだけど心が健康ではないということです。その理由というのが、自分に関わることを大人がコントロールしているということが日本では強くあるので、子供があんまり精神的に健康ではないということみたいです。

一方で、大人も子供も幸福度が高い北欧では、デンマークやフィンランド、オランダなどですけれども、6歳から18歳までの子供と言われる世代が、自分の意見が何らかに影響を与えることができると思っていると考える割合がとても多いそうです。また、それは選挙に対しても同じだそうです。このように自分の意見が大人に対してもしっかり伝わるんだよということを、自分の中で分かっていると幸福度が高いと。これだけじゃないんでしょうけれども、このデータというものはあるそうです。

それを踏まえて、この町の子供たちは、町長、幸せだと思いますか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 幸せかどうか。人それぞれなんだろうけど、子供は。私自身のこと、孫のこと言えば、サッカーやっていると幸せなものだから、何かしらやっぱり何かいろんな趣味持ちながら、勉強もそうだろうし、そういった子供たちがやはり幸せ度というのは、日々楽しいんじゃないかと思っています。

だから、本当に今子供たちのこと、やはり考えて町も取り組んでいますので、本当みんなが幸せでいてもらいたい。これ願いで、みんなが今幸せかという答えに関しては、みんなが幸せで、勉強もして、いろんなスポーツもして、世界へ羽ばたいて行ってほしいというのがもともとの私の理念でしたので、そういった思いで、これからも子供さんたちは見てきた

いなと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。すてきです。

話を移しまして、子供の権利についての話をさせていただきたいと思います。

子供の権利というもの、かなり省略しますが、子供の権利という話が始まったのは1900年代初頭ですね。国際的には1924年、児童の権利に関するジュネーブ条約というものが国際機関で初めて宣言されたんですが、これは第一次世界大戦で多くの子供たちが命を失ったことの反省として、人類が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負うという子供の適切な保護を宣言したものです。その後もいろいろあったんですが、次いで大きなものが、1959年、国連総会で児童の権利に関する宣言、いわゆる世界児童人権宣言、そして1989年に子供自身が権利の主体者であるとし、子供の最善の利益を優先されることを規定した国際条約である子どもの権利条約が国連総会で採択され、日本は1994年に批准をしたわけです。

この子供の権利について、先ほど町長から、来年度以降、条例の制定も含めて検討していく、進めていくという答弁がありました。このような子供の権利についての条例を制定しようとする場合、反対しそうなのは何と学校の先生だそうです。学校の先生方が、権利を主張されるとやりにくいという論理のようなんですが、教育長に伺います。

この町の先生方、この話が始まったときにどのような反応をされると思いますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下齊君。

○教育長（山下 齊君） 子供の人権保障というか、人権を守っていく教育というのは、今本当に喫緊の課題であり、よくニュースでは児童の虐待であるとか、あと、いろんな子供を取り巻く悪い環境というか、そういうようなことがあります。

この条約については、そういう子供が育っていく、そういう環境を整えるという意味では非常に有効であると思いますし、そのようなことは私のほうから、教育委員会のほうから、学校には十分に理解をしていただくように説明はしていきたいと考えます。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 川根本町の学校、それぞれ見させていただくこともあるんですけども、川根本町では子供を信頼している先生方が多いと思いますし、また、子供たちも先生たちのことを信頼している、双方向で信頼しているということがありますので、子供たちが権利について学び、また自分たちで制定というか、それについての意見をするための勉強をして議論をしているということに、眉をひそめるような先生というのは恐らくいらっしゃらないんじゃないかなというふうに僕も思いますので、ぜひ、先ほど町長の答弁にあったように、来年度以降、この子どもの権利条例というものの制定に向けて、子供の意見が当然必要だと思うんですけども、中に入れるとなった場合は、学校のほうでも協力をぜひお願いしたいなと思います。積極的な参加をお願いしたいなと思います。

ちなみに、こども家庭庁というのが新しくできたんですけども、こども家庭庁というのが、

まさにこども家庭庁のホームページを開きますと、一番最初にばんと大きく出てくる文言が「こども家庭庁は、こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます」と、一番最初に大きな文字で、読み仮名が振ってあって、子供でも読めるようなものになっていますので、国の施策としてもどんどん進めていくことかと思しますので、子どもの権利の条例というものをぜひ川根本町式でつくることによって、効果を上げていくというか、子供たちがより伸び伸び過ごせるような、大人たちも、そして子供たちを温かく見守られるような環境を目指していただきたいと思います。

このこども家庭庁と一緒に施行されているこども基本法においては、子供の意見の反映に係る措置を講ずることや、国や地方公共団体に対し義務づける規定が設けられていますので、これを今やるというのは、時代にもとても合っていることだと思います。

先ほど、何度も繰り返しになりますが、町長から答弁あったこの子ども権利条例について、どれくらい時間をかけてその制定をするかというイメージまではありますか。1年なのか、2年なのかというのはございますか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたしますが、来年度、今の児童に係る計画が見直しを行う時期となっております。1年間をかけまして、その計画の次期計画の中でどうするかというのを含めて、条例を制定するのか、それともその計画の中で盛り込んでいくのかを併せて協議をしまいたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） かなり横断的に各課の連携が必要な話かと思しますので、形上つくるというものではなく、ぜひ大人も子供も、行政の関係の方だったりとかだけではなくて、本当にいつも通学なさっている子供たちの意見を取り入れられるような作り方をさせていただきたいなと思います。

来年度、取りあえず子ども議会をやっていただけるといような話だったんですけども、町長おっしゃったように、僕も先日、青年会議所、僕入っているわけではないんですけどもちょっとお手伝いで、本川根中学校と、こちらのもう一つ中学校の授業のお手伝いにちょっと行きました。そのときの内容というのが、選挙というものが内容だったんですけども、この町をよくするための、どういうことを施策としてやったらいいかというものをグループに分かれて発表して、投票して当選者が決まるというような授業だったんですけども、それぞれ非常に中学生、面白い角度だったりとか、内容で発表して出して、やはり中学生でも見えるものは見えているし、逆に我々大人では見えていない世界というものがたくさんあると思いますので、大人と同列な子供の扱いで、それなりに、なめないでというのか、おろそかにしないで、しっかりと意見を聞けるようなことに、この子ども議会というものもつくってい

ただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

今日質問させていただいたこと、非常に町長、前向きな御返事いただいたので、来年度以降、子育て世代が喜ぶような話になっていくかなと思いますので、この町がそういうものに積極的だよということをごんごん発信していただきたいなと思います。

終わりになりますが、子供の幸福度が低い我が国の中で、子供の幸福度日本一を目指した施策、事業をやっいてこうとすることは、町にとって、日本にとって、ひいては世界にとって、とてもすてきなことだと思います。川根本町式の子ども権利条例の制定は、いわばこの町の施策を考える方程式の新たな定数をつくることになるくらいの転換になり得るぐらい、大きなことかもしれません。それはつまり、定数、固定された数字が新しくぼんと入ると、出力される答えも変わってくると。この権利条例があることによって、今までの考え方からがらっと変わって、あ、この条例があるから、ここもちゃんと考慮して、いろんな例えば工事だったり設備投資だったりとか、優先順位みたいなものがらっと変わるかもしれないなと、大きなことかと思ひます。

先ほど説明させていただきました、1924年に子どもの権利についての国際的な宣言がされたのが1924年のジュネーブ条約です。来年でちょうど100年です。この締めに、先人たちの思いも踏まえて、1,000年続く川根本町のために、今こそ子ども権利条例の制定に動き出したいと思ひます。ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は10時45分からといたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、中原緑君、発言を許します。4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 4番、中原緑です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

議会構成が10月に変わってから初めての定例会です。

最終日の本日、一般質問のアンカーをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

また、このように皆様の前で一般質問をさせていただくことに対し、町民の皆様はじめ関係者の方々に深く感謝申し上げます。

今回は、町の主要産業の一つである観光について質問してまいります。

言うまでもなく観光振興は川根本町にとって今後の町の将来を左右する重要な施策であり

ます。特に原生自然環境保全地域や国立、県立公園に指定されている南アルプス、町全体が南アルプスエコパークに認定されているなどの世界的にも認められている豊かな自然資源、さらには川根茶や寸又峡、接岨峡などの温泉、大井川鐵道のSLや南アルプスアプトラインなど、これだけ多くの観光資源に恵まれている観光地は、ほかに例を見ないほどのものがあります。こうした資源を生かして、これまで観光振興に取り組んできた関係者に敬意を表するものであります。

しかし、過疎化の影響はここにも及んでおり、持続可能な観光地づくりには不安材料を抱えていることも事実です。こうした中で取り巻く環境に柔軟に対応できる、強く魅力ある観光地づくりの推進は喫緊の課題であります。そして、本年策定された川根本町観光戦略プランを課題解決への道しるべとし、このプランを絵に描いた餅にすることなく、いかに具体的に推進していくかも重要であります。

まず初めに、プラン推進に当たっての基本的な考え方をお尋ねします。特に推進に当たっては観光商品の質の向上、豊かな観光資源をいかに生かしていくか、その財源基盤をいかに確保するかなどが課題となっています。

次に、(2)になりますが、戦略プランの中でも触れられており、長年の懸案ともなっております寸又峡遊歩道の有料化について伺います。

このことについては、町当局においても調査を実施するとともに、寸又峡においても官、民、有識者で構成される組織を設置して、検討を重ねてきたということも承知しております。

有料化については、法定外普通税から協力金まで多くに選択肢があること。また、その入場料金収入についての用途の担保、実施に当たっては町からの業務委託を受けて実施する組織の設立なども検討事項であると聞いています。

地元の検討会でも、町で作成する要綱などを根拠とする(仮称)協力金を頂くこと、使途を明確にした基金条例制定など、ほぼその内容が詰められていると聞いております。

そのほかにも町が対応していただく懸案事項があると聞いていますが、実施に向けてどのようなスケジュール、日程で具体的化していくかを伺います。

地元では、来年4月よりの実施を町に対して要望していると聞いております。夢のつり橋は、一生に一度は渡ってみたい橋と言われ、ピーク時の平成30年には年間で約14万人が通行し、つり橋を渡るのに2時間待ち、3時間待ちとなりました。今年の11月の紅葉シーズンでもその現象は数日発生していて、待ち時間問題、オーバーツーリズムは解消されないままになっております。また、一部の遊歩道は落石が頻繁に発生するため、毎年落石防止柵工事が行われ、また天子トンネルの点検、トイレなどの維持管理などに年間約2,000万以上が使われています。

このような現状を改善していくためには、いち早く有料化をスタートさせ、財政基盤の確立に加えて、観光の質のアップを図っていくことが必要と認識しております。また、かつて町で実施したアンケート調査の結果でもあったように、有料化は観光客の理解を得るもので

あると考えます。最近では、広島県の宮島訪問税の徴収が話題になっており、富士山の協力金制度も実施されておりますが、早急に実施に向けての予定をお示ししたいと思いません。

次に、戦略プランの推進ということから伺いますが、寸又峡地区には町有地がどれぐらいあり、どのように利用されているか。未利用地はどのぐらいあるのかを伺います。さらに未利用地についてどのような利用計画か、それはどのような検討がされているのかを伺います。

(4) 観光地づくりのためには温泉集落の環境整備が必要と、戦略プランでも施策の展開の中に盛り込まれております。寸又峡地区の場合、かつては清楚な温泉地として注目されていましたが、今は廃業または倒産により空き家・廃屋が目立ち始め、観光地としての景観を低下させる要因となっております。このことについて、町はどのように考えているか。また、計画があればお示ししていただきたい。

最後の項目になります。

観光立町を目指している川根本町において、そこに従事する方々の環境を整えていくことも重要なことと考えます。町内の宿泊業はもちろんですが、飲食業やサービス業の方々から、土・日に子供と過ごすことが少なく、ましてや家族旅行に出かけることは大変難しいという声があります。こうした子供と関わりにくい環境にある保護者から、川根本町でもこんな取組は実現可能ではないかしら、ぜひ導入してほしいんだけど、という提案がありました。

地域内の小・中学校において、平日に町外へ旅行に行くために休むことを休業扱いにしないという制度です。この新しい取組を始めた大分県別府市と愛知県の事例を紹介しつつ、町の考え方を伺います。

大分県別府市は、2023年9月から市内の小・中学生が平日に家族旅行をする際に「たびスタ休暇」を導入し、3日間に限って欠席扱いしない、全国でもユニークな制度を開始しました。旅とスタディーの「スタ」を合わせて「たびスタ」と呼んでいます。

また、愛知県は同じように、保護者との校外学習を目的に、児童・生徒が平日に学校を休める「ラーケーション」という新制度を9月からスタートさせました。「ラーケーション」とは、休日や休暇旅行といった「バケーション」の中に、学校などの日常の場では得られない学び、「ラーン」の要素を取り入れることを意味します。

一方で親の働き方改革や、休み方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの推進という側面も併せ持っています。この思い切った取組は、ふだんできない体験を家族で一緒に体験できる、子供にとっては知識や見分が得られる。地域の観光資源、歴史、文化などが発見でき、旅を通じて多様性を学ぶこともできる。また、人の流れによる地域経済の活性化や、有給休暇取得向上といったメリットがあり、一つの問題を解決することで多く効果が見込めるものと考えます。

我が町においては、人手不足の宿泊業の方々にとっては、こういった制度の必要性は十分にあり、今後町外からの移住希望者から選んでもらえる観光地となるためにも、制度の導入

を検討されてはいかがか伺います。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

行政側からの明瞭かつ前向きな答弁を期待いたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、  
藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 中原議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1つ目の1番目、観光戦略プラン推進に当たっての基本的な考え方についてお答え  
します。

観光戦略プランの重点施策を積極的に推進することで、住民にとって暮らしやすく、また  
新たに訪れる人にとっても、自然を感じ何度も訪問したくなる第二のふるさとを目指し、将  
来像である雄大な自然が癒すふるさとのまち、川根本町の実現を目指していく考えでござい  
ます。

2つ目、寸又峡遊歩道の有料化についてお答えします。

遊歩道の有料化については、これまでも検討してきましたが、まだまだ課題が解決できて  
いない状況です。有料化については、地元の皆様の協力と合意が必要不可欠ですので、今後  
も引き続き検討を進めていきます。

3つ目の寸又峡の町有地についてお答えします。

現在、集会所や公園用地として利用されています。また、野天風呂やプロムナードゲート  
手前駐車場、トイレ付近の町有地については、イベント開催時の広場に活用するスペースと  
なっています。近年では、サウナ施設の候補地になったこともあり、今後も有効活用に向け、  
検討していきたいと考えています。

4つ目の空き家・廃屋等の対策についてお答えします。

空き家対策は観光地に限らず、町内全域での課題となっています。所有者の意向を踏まえ  
ながら、活用可能な建物と危険を及ぼす可能性がある建物に対して、それぞれ対応を考えて  
いかなければならないと考えています。

5つ目の、大分県別府市の取組については、教育長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 大分県別府市ですが、第3次産業の関係者が85%を超え、多くの保  
護者が土・日の休みを取ることができないことなどから、市内の小・中学生を対象に平日に  
家族と市外へ旅行に出かける場合、年度ごとに3日までは休暇をしても欠席とならない、そ  
のような取組を始めたと聞いています。

この制度は今年9月から実施され、利用実績も上がっているものの、休んでいる間の学力  
の学力保障とか、経済的理由から本制度を利用できない人への配慮など課題もあると聞いて  
います。

制度の先行導入に向けてはニーズが大事であると考えますので、今後多くの御意見が出さ

れば検討していく必要があると考えます。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 戦略プランの中で、今、観光産業の維持、発展のための持続的に成長できるまちづくりを行うということがありましたけれども、持続的に成長できるまちづくりを行うとは、具体的にはどういうことを示しているんですかね。どういう内容の事業、どういう意味か、その辺を説明していただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

町長の答弁にもございましたが、重点施策を積極的に推進するというので、具体的に申し上げますと、子供の頃からインターネットがある環境で育ってきた若者をターゲットとするイベントなどの開催や、登山や星空観察といった再訪率の高い誘客事業を積極的に行うことで、観光客の誘客を促進し、持続可能な観光を目指していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 今、若者をターゲットということだったんですけれども、若者は日帰りが多いんですよね。星空のお客さんもたいてい日帰りでお帰りになるんですけれども、やはり戦略的には長期滞在ということを基軸に置いておくということがプランの中にもあったと思うんですけれども、それについてはどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

今、説明を申し上げました誘客事業を行いながら、受入れ態勢を強化するための環境整備、そういったものを図って長期滞在、そういったところに結びつけていきたいというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 受入れ態勢の強化というのは、観光協会の受入れ態勢なのか、それとも各宿泊業の方々の受入れ態勢なんでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

受入れ態勢というのは、広く関係することですが、観光協会をはじめとするおもてなしの受入れも含めますが、宿泊施設等の環境整備を図ることで一体的に整備を図ってきたというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） それで、すごく細かいことなんですけれども、実際シーズンのときには100%稼働できない状況があると聞いているんですけれども、そういったことへの受入れ

体制ということは、何か補助制度とかそういったものを意味するのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 今、具体的な助成制度というものは設置をされておきませんが、やはり環境整備といいますか、例えて言いますと交通渋滞を解消するための交通整理業務でございますとか、いろいろな助成制度だけに限らず、行政が支援できる環境の整備、そういうものを整えていきたいというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ちょっとここでもって止まってしまうと次に進まなくなってしまうんですけども、人手不足ということの解消についての議論がまだ進んでいないような気がするんで、その辺も議論のほうを手厚くして行ってほしいなというのを要望します。

次の質問にいきます。

大井川鐵道の運行が、観光をはじめ町全体に与えた経済損失を取り戻すためとして、大井川鐵道全線復旧を町を挙げて県・国に要望し続けると同時に、いかにしたら鐵道の運行が持続可能になるのかを協議していくことが大事と思うが、どう考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

観光にとって大井川鐵道の復旧というのは非常に重要なことだと考えております。今、それこそ在り方検討会でいろいろな議論がなされているかと思いますが、観光部門においても、庁内のあらゆる課と連携を図って、取組に連携をして対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 全庁的に関わることだと思いますので、こういった持続可能な大井川鐵道になるんですけども、要するに、鐵道が運行してくれればいいわけですから、どういった形で動いていくのかという、お金も含めてですけども、早急にもう協議していく段になるかと思うので、そこを強力にお願いしたいと思います。

次にいきます。

2番の有料化の件ですけども、実施に当たっては、町から業務委託を受けて実施する組織の設立なども検討していると聞いています。それは既存の組織を予定しているのか、あるいは新たな組織の設立を考えているのか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） お答えします。

これまでの協議の中で、遊歩道を有料化していくに当たっては、地域に根差した組織による運営が必要不可欠であるという結論に達しておりますが、その組織については既存の組織、あるいは新しい組織を設置するという結論にまでは達していません。

現在、民間企業や地元の住民を交えた組織と協議をしておりますが、やはり地元の人々が

中に入り込んでいただくことは必要不可欠だと思っておりますので、その辺も含めて、どういった組織が必要なのかということを引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 地元ではやっぱりもう早く動き出したいよという機運が盛り上がっていると思うんですけども、組織のところでつまずいているという考えでいいですかね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 組織のところが決まらないと、様々なものが動き出していけないという状況で間違いないです。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） わかりました。あと、町が協力金を頂く根拠となる要綱の作成、使用の担保となる基金条例はいつ策定する予定でございましょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 先ほど申し上げましたが、どういう組織にするかということを決めないと、どういう徴収方法になるのかとか、どういった時間帯で対応するのかとか、そういったものが決まっていけないものですから、協力金とするか、基金条例をつくるのかという議論を進める前に、そういったところを、問題を解消してから進めていくという状況になりますので、いつまでにとかということとは、まだはっきり明確にお答えはできません。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） では、全ては組織が全てスタートということで、先ほども言いましたけれども、その組織というのは町と交わすということによろしいんですね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） その点も含めまして、町と委託業務を交わすとか、そういったものも含めて、まだ決定しておりませんので、そこも含めながら地元と協議を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 分かりました。じゃ、とにかく急いで、焦ったほうがいいということですね。

現在行われている遊歩道の協力金制度はどのようなもの、募金ですけども、どう認識していますか。実際設置されているもの、ありますよね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 今の寸又のプロムナードの入り口に寄附金ということで寄附金の箱を設置しております。これは、寸又の溪谷を守る会ということで、そういったところで徴収業務を行っていただいておりますが、それは寸又地区の住民の方々で組織をしてもらっている団体になっております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 今、その協力金制度で寸又峡の方々、清掃活動とか管理とかされていると思うんですけども、現在行われている制度の課題は何だとお考えでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） やはり高齢化による人手不足ということで、持続可能な取組として続けていくには、やはり人手不足が課題になっていると把握しております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 高齢化と人手不足を解決するために、行政としてはどんな提案をされますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 一つは入場のオートメーション化ということも検討はできると思うんですが、それには多くの費用もかかるでしょうし、自動化することによって発生する課題も多々ございますので、一概にそれが正解とは考えておりませんが、人手不足、高齢化に対応するにはそういったことも視野に入れて検討していく必要があると考えておりまして、その件についても地元の寸又地区とは、提案とか状況を説明しながら議論を進めてきました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） そうしますと、あくまでも地元の人たちが高齢化で人手不足だった場合は、町はマンパワーは自分たちで考えてねということでもよろしいんですか。

今の説明だと、オートメーション化を進めるという回答だったので、ほかにはないんですかね。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 地元で解決をしてほしいということではございませんで、自動化も含めてよりよい対応策ができないかどうかという議論をこれまでも検討してきたということでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） そのよりよい検討をされていったけれども、よりよい話は出てこないということでもいいですか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 繰り返しになりますが、そういったことも含めて、地元の住民だけではなくて、民間の企業とか、若い力も含めた新しい組織が必要ではないかという議論をしている最中ということで御理解いただければと思います。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ちょっと戻りますけれども、協力金、募金と、それから今度予定して

いる有料化の集金の形は、何か明確に違いはどんなところがあるでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 協力金と寄附金とかという部分につきましては、明確な違いはないと思います。ただし、入場料でございますとか、料金といったものになると、これは強制力が発生しますので、そういったものとは別のものの性質になると思います。

今考えているのは、どういった形がいいかということも含めまして、まだ結論は出ていないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） もう何年もそのところで止まっている話のようなので、もう十分議論まだし尽くされていないのかな。新しい組織が必要だとしたら、そこに向けて何かアクションを起こしていく努力というか、そういったものが必要なのかなと、外野からは感じました。なので、いち早く、また一つ一つクリアしていくんでしょうけれども、その新しい組織が必要だったら、新しい組織の立ち上げのために努力、尽力していただきたい、していращやるんでしょうけれども、お願いしたいと思います。お金の問題も大事なことです、早急をお願いしたいと思います。

なぜそんなに急ぐかといいますと、やはり先ほど言った高齢化等人手不足がもう待たなしで来ていますので、そこを踏まえてほしいなと思います。

次の質問です。

遊歩道の有料化は、観光客の方々に受益者負担として協力金を頂くことで、その収入により寸又峡の環境が一層改善され、観光地としての質の向上を図り、財政基盤を確保していくということのほか、つり橋を渡る観光客への入場数の上限設定や、事前の情報提供によりオーバーツーリズムを回避することが、遊歩道の有料化の目的であるとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 観光戦略プランにも掲載されているように、寸又地区だけではなく、あらゆる地区でそういった有料化することによって、維持修繕とかそういったものの費用軽減にもなるという考え方は、そういった位置づけになっておりますので、寸又に限らずそういった考え方でよろしいかと思ます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 分かりました。

3番目のところの、現在活用されている町有地の利用状況の確認と併せて、未利用地も含めた寸又峡地区の土地利用を考えていますかということです。

先ほどざっと言ってくださったんですけど、ちょっと聞こえないところがありまして、すみません、未利用地についてのプランニングだったですかね、ちょっと分からなかったんで、

そこのところ、もう一度お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、未利用となっている町有地につきましては、町営露天風呂付近とプロムナードコースのゲートの手前にございます駐車場のあるトイレ付近の、2か所になっております。現在はイベント等に活用する広場として活用をしているという利用の状況になってございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） そういったところの、町外からの資本を導入することは認めますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） 町長の答弁にもございましたが、以前、サウナの設置などの話もあったということもございまして、そういった外からの投資による活用ということも考えられないことはないと思いますが、一番優先しなくてはならないのは、寸又地区の皆さんの御意向、これを踏まえた上でそういった活用が可能であれば、検討していくということも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 先ほど空き家と、空き店舗もそうなんですけれども、そういったリノベーションをする事業者を所有者と相談の上で公募をしていくということは考えていませんでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） そういった空き物件とかにつきましては、まだまだ活用されていない状況になっているかと思っております。

当町にも空き家バンクがございますとか、そういった制度もございますし、危険空き家等に関しましては、ちょっと対応しなくちゃならない物件なのかどうかという調査も含めまして、そういったことを募集していくというところまではまだちょっと至っておりませんが、そういったことも必要であれば対応していかなくちゃならないなとは思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 旅館に泊まりながらちょっと働きながら、名前ちょっと忘れちゃったんですけども、その制度を。そういったことを寸又峡でも募集したら、ちゃんと応募があったということなんです。だから、寸又峡の空き家を利活用したいよということの公募というもの、そういったものアナウンスをまたしていただきたいなど。そうすれば、何かしらヒットする、若者が入ってくるチャンスを、こちらも受け入れることができるんじゃないかと。

ないかなと思います。

次の質問にまいります。

先ほどの佐々木議員も言っていました、今回のことは小学生と中学生の子供がいる保護者の話だったんですけれども、川根本町においては、観光業や飲食業、サービス業に従事するなどの実態というんですか、産業別の割合というのはどれぐらいか、お分かりでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 川根本町の児童・生徒を持つ保護者の観光業、飲食業、サービスに関する世帯ということで、教育委員会ではその数字は把握しておりませんが、国政調査で川根本町全体で、宿泊・飲食業に関係する方の割合については、6%程度であるということ承知をしております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） すみません、私も、何年度のだったんでしょうかね、国勢調査の統計調査要覧を見てまいりましたらば、令和2年は全産業の就業者数は3,242人で、うち土・日が休めない宿泊業、飲食業、サービス業の合計は487人でした。全体からの割合は15%を占めるんですけれども、これというのは何か足し算が違っているんですかね。

先ほど85%と言っていましたけれども、別府市はそういった今3つの業種の合計が10.6%という記事が載っていました。

全国平均は5.6%なので、以上のデータから、私自身では、町内で該当するというのは15%ということは、かなりの率で飲食業とかそういったお仕事のサービス業、土・日が休めない人たちがいるということが確認できる。だから、町内で該当する家族がある程度いらっしゃるかと推測します。これ、ちょっと調べないと分からないんですけれども、ニーズ調査ですね、ということなんですけれども。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） ただいまの質問にお答えします。

別府市におきまして、第3次産業ということで先ほどお答えしたと思うんですが、議員がおっしゃる宿泊、飲食に関わる方の割合は11%ということでお聞きしております。それに対し川根本町は6%、全国平均が5%ということで聞いております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 愛知県と別府市の子供が平日に学校を休めるこの制度は、現代を映し出す社会現象であると同時に、観光の可能性を広げるものと考えます。愛知県による定義は、子供が保護者とともに校外で体験や探求の学び、活動を自ら考え、企画し、実行する校外学習活動とするものであります。

その中で本質は2つあり、1つは観光産業、サービス産業の従事者にとって家族との時間をつくる絶好の機会になるであろうということ。2つには、学校が企画運営する校外体験学

習ではなく、各家庭にどんな体験をするかの裁量が委ねられているということに特徴があることです。

これについて、川根本町と照らし合わせた場合に、どのように考えますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 基本的には、先ほど教育長の答弁のとおり、まだ9月に始まったばかりということで、やっぱりメリットであったり、学校を休まないとならないデメリット、それに対して保障が今のところまだ確立されていない、そういう状況の中で、各市町の動向を調べながら、川根本町、特に第1次産業に携わっている方が12%いらっしゃいます、農林業の。その方はほぼ年中休みなく、土・日に関係なくそういったことに従事されている方もいらっしゃいますので、町内全体の中で必要性を見て、判断をしていきたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 先ほど教育長が、やはり家との平等、あの子はよく旅行に行くけれども、僕は行けないみたいなのがあると言っていましたけれども、ラーケーションの評価は賛否両論あります。余暇の自由さは不平等性と多様性の表裏一体で、平等性に欠け、家庭の社会的、経済的格差を助長するという意見や、休んだ分は自習で補うなど自己責任を前提としていることに、批判的な見方もあるようです。

みんなが同じ坂を上る高度経済成長時代であれば、自由を制御して平等性を優先する教育はよしとされたかもしれません。しかし、過去の成功体験が通用しない予測困難な時代にあっては、正解は1つではありません。

ラーケーションは、余暇の自由の不平等性に対する課題を克服しながら、教育に新たな多様性をもたらす契機になると考えますが、先ほど教育長がおっしゃっていたので、教育長はどのように考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 現在、それからこれからも子供を取り巻く環境ということは本当に多様化、それから複雑化、困難さを抱えていると思います。

そのような意味で、やはり子供たちが本当に自分のために学んでいくというそういう主体的な、そういうふうな学ぶ姿勢、それからそれを支える保護者の意識、それからそれを取り巻く地域社会の意識、そのような全体的な意識変換というか、改革というか、そういうようなことが前提にあり、それで、これからの学び方、学ぶのはいつも学校だけではなくて、家庭では当然そうですが、地域社会、それからいろんな場所で学べるんだと、そのような意識の醸成が必要であると思います。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ありがとうございます。

こちらね、本当にいろんな家庭があるのは見てのとおり分かると思うんですけども、や

はりこういったことを率先してやったことに結果が必ずついてくると信じております。

先ほどの佐々木議員が言っていた子供を主体とする子供の権利というもの、それにもここにつながってくるのかなと思います。

ちょっと形は違いますけれども、子供真ん中ということを考えて、いつまでもうちは土・日が休みじゃないから、どこへも行けないという子供たちにとっては、こういったことを設定してあげることが吉報になるんじゃないかと、何しろこれはお金がかかりませんから。はい。

ぜひよその市町も観光地が、伊豆あたりはやってくると思うんですよ。そしたら、ここも乗り遅れずにしっかりつながっていったら、移住者の方も飲食業やってくれても、子育てするときに助かるんじゃないかと希望を持って、この町いいなと思って住み続けてくれるんじゃないかと期待しますので、そしてまた、有料化の問題も引き続き熟慮して進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は11時40分といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時40分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藤田至君。

○第1常任委員長（藤田 至君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月1日の本会議において、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和5年12月11日月曜日、午前9時から10時10分まで、同じく第1常任委員会に審査を付託されました議案第61号と併せて審査を実施いたしました。審査の場所は川根本町役場本庁3階大会議室、出席者は私を含め第1常任委員会委員6名全員、傍聴者は第2常任委員会から2名、一般の傍聴者1名でありました。説明員として菌田町長、山田総務課長、和田室長が出席いたしました。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑、応答という形で進めていきました。主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書の2ページを御覧ください。

質疑。この条例に基づき、新たに職員を採用する必要性とその事情は何か。

答弁として、複雑・高度化する行政ニーズに対応するため、専門的知識や経験を有する者を職員として採用するものである。現状では、危機管理体制における課題を解決していくための採用と考えている。

質疑。県や他市町における活用事例を教えてほしい。また、危機管理対応を例にとると、永年継続していく必要がある業務であるが、当該者の任務が終了した場合、その後の対応はどのようなのか。

答弁として、静岡県や県内の他市町でも危機管理関係や医療関係、教育関係を中心に採用事例がある。任期付職員が任期を終了した後も引き続きその目的を達成するために必要であれば、新たな採用により対応していく必要があると考えている。

質疑。会計年度任用職員との違いは何か。

答弁。専門的知識や経験の有無であり、任期付職員の採用は、指導的立場の人材を確保するものである。

以上であります。

質疑の後、討論、採決を行いました。討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第56号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてに対して反対の立場から討論いたします。

本案は、本町職員として雇用期間を定めない雇用形態と、さきに臨時的雇用から会計年度任用職員と名称が改められた非正規雇用の形に加えて、あらかじめ年限を定めて採用する雇用形態を導入したいというものです。

世間では、労働ビッグバン等と呼ばれる雇用ルールの変更が続けられた結果、雇用の流動化が進み、労働条件の全般的な悪化や経済の停滞、ひいては少子高齢化の進行など、様々な社会問題が深刻化しているのは広く指摘されているところです。

自治体レベルでも冒頭でも触れたとおり、非正規雇用の職員は当町においても職員全体の約4割近くを占めている状況になっており、人件費は少額で済んでいるとしても、その分だけ町内の購買力は減退し、経済の活力を奪っているということを忘れてはなりません。

本案では、2条1項に規定する区分に限れば、担うべき職務の内容や求められる知識、技能等が比較的高度なものに限られるといった事情もあって、給与の額は庶民の感覚に照らせば確かに劣悪な水準とは言えません。しかし、雇用契約の期間が限られていることから、不安定な雇用形態であることは否めません。

加えて私たち町民にとって重大ではないかと思われるのは、仮に高度な知識、技能等を持った人材を雇用して、高度な行政サービスを実現できたとしても、その職員の雇用期間が終われば、町内には何も残らないのではないかとと思われる点です。

行政運営の基本は、常勤職員のふだんのスキルアップを図ることを通じて、町民サービスの持続的なレベルアップを図っていくことでなくてはならないと考えます。

時々必要を一時的には町に雇用するとはいえ、安易に外部人材を頼ることを続けていたのでは、この町民サービスの質を持続的に高めていくことは到底望めないのではないのでしょうか。

第2条の2項で定められている一般期限付職員や、同じく第3項においては定められている短時間勤務任期付職員に至っては給与表も現行の給与表を準用するとの説明で、一時的な人事面における不足を新しい不安定な雇用形態の導入によって穴埋めしようとする狙いのみが色濃く表れた仕組みだと言わざるを得ません。

本来住民向けに充実したサービスを安定的に提供することは、期間を定めない雇用形態で身分を保障された職員によってこそ担われ得るものではないのでしょうか。

本案が可決されて、また新しい雇用形態が導入されるならば、町職員の身分は平均的に見れば一層不安定なものとなり、町民向けサービスの質を持続的に高めていくことは今以上に困難になるのは明らかと言わなければなりません。

当局の説明では、主に災害対策などの分野で必要なときだけ必要な知識・経験を身につけた職員を雇うことができるようになって、人件費の負担が過大になることを防ぐことができ

ると説明されています。

また、災害対策の分野でまずこの雇用形態を活用したいとの考え方も当局から示されていますが、もしそのようにして高度な技術や経験等を有する職員を採用して、緊急時の陣頭指揮を取らせるといったことになると、通常の役場の機能から見れば、いわば災害への対応を丸投げしたような状況になりかねません。これが真に町民に対して責任を負った町政の在り方だとは、私には到底思えません。

本当の意味で、町民のニーズに的確に答えていこうと考えるのであれば、本案において導入を図ろうとしているような方法によってではなく、既に触れたとおり、期限を定めずに雇用されている職員の技能や経験を不断に高めていくことを通じてこそ実現できるはずだと私は考えます。

当座の行政需要は、それをこなせる人材を一時的に雇用することで担わせればよいといった安易な人事政策を取ることに道を開く本案に対しては到底賛成することができないということを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第56号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律では、任命権者は複雑、高度、多様化する行政課題や、災害時等における緊急の課題に迅速かつ適正に対応するために、高度の専門的知識や技能、豊富な経験、優れた識見を有する人材を任期限定で雇用することが認められていますが、この制度の導入には条例の制定が必要な旨、第4条に明記されています。

今回の条例の制定は、制度を導入するために必要なものであり、今後職員だけでは対応できないような複雑、高度な行政課題や、緊急な課題が増えてくるものと予想される状況を鑑み、必要な制度の導入と考えます。

よって、私は議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第56号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第61号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藤田至君。

○第1常任委員長(藤田 至君) 12月1日の本会議において第1常任委員会に付託された議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、議案第56号に引き続いて同日同会場で実施しました。説明員として、山田総務課長、坂本税務住民課長、笹木主幹が出席しました。

担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑、応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して御報告いたします。委員会審査報告書の3ページを御覧ください。

質疑。この条例改正により産前産後の減免措置の対象となり得る被保険者は、どの程度いるのか。

答弁。今年度では今のところ該当者はいない。国民健康保険の制度における出産一時金の支給対象者が、本制度の対象である。

質疑。この条例改正により減免されるのは、保険税の所得割額と均等割額であるが、平等割額については減免されないのか。

答弁。今回の条例改正は上位法の改正に伴うものであり、平等割額の減免措置は盛り込まれていない。

質疑。減免措置された保険料は、どのような負担割合で賄っていくのか。

答弁。この制度により減免された保険料額は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担する。なお、町の負担額は、特別交付税により措置される。

以上であります。

質疑の後、討論、採決を行いました。討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第61号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第61号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。

議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第75号 令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第75号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 1世帯7万円の給付で、物価高騰の影響をどの程度までカバーできると見込まれているのか聞かせてください。

それと、給付金が対象者に届くまでの手順、スケジュールはどうなっているのかを教えてください。給付の対象になり得ると考えられる町民の側では必要とされる手続などあるのか知らせてください。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、ただいまの質疑に対してお答えをさせていただきます。

今回の7万円の給付につきましては、国の制度に伴って行うものでございます。

また、スケジュールにつきましては、全協の中でも御説明させていただきましたが、今回の補正予算成立後、1月中旬ぐらいに確認書を対象者の方にお送りし、確認書の提出をもって、第1回目の給付を2月上旬に向けて準備を進めているところでございます。

この給付に当たりましては、先ほど言いましたとおり、確認書を提出いただくことによって、うちのほうで給付の対応を行うことでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第75号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第5 発議第4号 大井川鐵道本線の全線復旧早期実現に関する  
意見書の提出について

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、発議第4号、大井川鐵道本線の全線復旧早期実現に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、大井川鐵道本線の全線復旧早期実現に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

#### ◎日程第6 川根本町議会議員派遣の件

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

————— ◆ —————

#### ◎閉 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これもちまして、令和5年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月19日

議 長 石 山 貴 美 夫

署 名 議 員 中 原 緑

署 名 議 員 澤 西 省 司